

第10次 目黒区交通安全計画

令和3年度～7年度

令和3年5月
目黒区

交通安全目黒区宣言

近時、車両交通のふくそうに伴い、区内における交通事情は悪化の一途をたどり、事故が日とともに激増の傾向にあることは、誠に憂慮にたえないところである。

目黒区は、人命尊重の基本理念に基づき、交通事故の絶滅を期するため、ここに交通安全区たることを宣言する。

昭和45年3月14日

はじめに

毎日、交通事故のニュースが途絶えることはありません。最近では、高齢運転者が保育園児を巻き込む事故や、あおり運転などの行為が大きな社会問題となっています。また、新型コロナウイルスに感染しないよう、通勤・通学や宅配サービスに自転車を利用する方が増えるとともに、自転車が関与する事故も増えていきます。区民の皆さんからは、自転車を安全に運転して欲しいといった声が多く寄せられています。

区道は、国道や都道に比べ幅員が狭く、急な坂道や見通しの悪い交差点などが多くありますので、交通ルールの違反は事故に直結します。区では、区民の皆さんが安全に、安心して通行できるよう、これまで9次にわたり交通安全計画を策定し、関係団体、関係機関の皆さんと連携し、様々な対策を講じてまいりました。

また、令和2年10月1日に「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。自転車保険の加入や自転車ヘルメットの着用を推進するため、保険の加入に関するコールセンターを設置するとともに、ヘルメットの購入補助を行っています。多くの区民の皆さんにご利用いただいておりますが、やはり一人ひとりが事故を起こさないといった意識が最も大切です。

今後、新型コロナウイルスに感染しないよう、増々、自転車利用が多くなっていきます。区では、自転車を安全に利用いただくため、自転車ナビマークなどの走行環境を整備するとともに、電動アシスト自転車をレンタルできるシェアリング事業を展開しているところです。

第10次目黒区交通安全計画では、子どもや高齢者などの交通安全対策と同時に、安全利用のもとで自転車が活用されるよう取り組んでまいりますので、今後とも、目黒区の交通安全事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。

2021年（令和3年）5月

目黒区長 青木英二

目 次

第1部	総論	
第1章	第10次目黒区交通安全計画の策定に当たって	1
	第1 計画策定の背景	1
	第2 計画の位置づけ	2
	第3 計画の期間	2
第2章	目黒区の概要	3
	第1 人口動向	3
	第2 道路状況	4
	第3 交通事故	5
第3章	情勢の変化等	10
	第1 道路交通法の改正状況	10
	第2 運転免許保有者数の推移	11
	第3 「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行	12
	第4 放置自転車	14
第4章	自転車活用の動向	15
	第1 自転車活用推進法	15
	第2 回遊しやすいまちづくりの推進	16
	第3 移動手段の変化	17
第5章	第9次目黒区交通安全計画と自転車活用等の推進	19
	第1 計画の目標と施策	19
	第2 主な取組内容	22
	第3 交通安全対策の課題	28
	第4 自転車活用等の推進	29
第2部	第10次目黒区交通安全計画の目標と施策体系	30
第1章	計画の目標	30
	第1 目標像	30
	第2 達成目標	30
第2章	計画の枠組みと施策体系	31
	第1 枠組み	31
	第2 施策体系	32

第3部	分野別施策	34
第1章	交通安全対策	34
第1節	自転車利用者を対象とした交通安全対策（重点事項）	34
第2節	子どもを対象とした交通安全対策（重点事項）	38
第3節	高齢者を対象とした交通安全対策（重点事項）	42
第4節	誰もが安心できる交通安全対策	45
第5節	交通違反の防止対策	49
第6節	交通環境等の整備	53
第7節	救急救命・災害時に備えた交通安全対策	61
第8節	関係機関等との連携	65
第2章	自転車活用の推進	66
第1節	自転車安全利用に対する取組	66
第2節	自転車シェアリング事業の推進	69
第3節	自転車利用環境の整備	71
第4節	健康増進・観光振興に係る取組	73
資料	交通標識一覧	75

用語の解説

用語	意味
交通事故	道路交通法第2条第1項に規定されている道路において、車両、路面電車及び列車（軌道車）の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴った事故をいう。
死亡（死者）	交通事故の発生から24時間以内に死亡した場合（人）をいう。
重傷（重傷者）	交通事故により負傷し加療日数が30日以上の場合（人）をいう。
軽傷（軽傷者）	交通事故により負傷し加療日数が30日未満の場合（人）をいう。
負傷（負傷者）	重傷（重傷者）と軽傷（軽傷者）の合計をいう。
死傷者数	死亡数（死者）、重傷数（重傷者）、軽傷数（軽傷者）の合計をいう。
当事者	交通事故に関係した人をいうが、車両、路面電車及び列車（軌道車）が関係した事故の運転者については、運転中の車両、路面電車及び列車（軌道車）を当事者としている。
子どもの事故	幼児、小学生、中学生が関与した交通事故をいう。
若年層の事故	中学校卒業後から25歳未満までの年齢層の人が関与した交通事故をいう。
成年層の事故	年齢25歳から年65歳未満までの年齢層の人が関与した交通事故をいう。
高齢者の事故	年齢65歳以上の人に関与した交通事故をいう。
幹線道路	玉川通り（国道246号線）、目黒通り、山手通り、駒沢通り、環七通り、淡島通りをいう。
放置自転車	放置自転車には50cc以下の原動機付自転車を含む。
キッズ・ゾーン	保育園児等の散歩など、園外活動時における安全を確保する地域をいう。
ゾーン30	最高速度30km/時の交通規制等をかけ、スピード抑制をする地域をいう。
あんしん歩行エリア	歩行空間の確保や交差点の改良等により、歩行者が安心して歩ける地域をいう。

第1部 総論

第1章 第10次目黒区交通安全計画の策定に当たって

第1 計画策定の背景

目黒区の交通安全対策は、交通安全対策基本法に基づき、これまで9次にわたり交通安全計画を策定し、区、関係団体及び関係機関が一体となり取組を進めるとともに、自転車等利用者の利便を図り、放置を防止するため、駐輪場の整備や放置自転車等の撤去活動を行ってきました。

近年、区内の交通事故件数及び死傷者数は減少傾向にありますが、子どもや高齢者においては、毎年多くの区民が死傷しており、生命・身体を守るための交通安全対策が必要となっています。放置自転車等においては、放置台数は年々減少していますが、買い物など短時間の放置に対する取組が必要となっています。自動車運転では、高齢者によるブレーキの踏み間違い事故やあおり運転など、安全意識への欠如に対し、免許返納への取組や罰則の強化が図られています。

また、自転車利用では、都市部を中心に交通ルール無視などによる事故が増加傾向にあります。本区は、令和2年10月1日、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。自転車保険の加入、自転車ヘルメットの着用の推進とともに、子どもや保護者、高齢者を中心とした交通安全対策に取り組んでいます。

一方、国では、環境対策、交通対策、健康増進等への対応として、平成29年、自転車活用推進法を施行しました。本区においては、自転車ナビマーク等の整備により交通環境を整えるとともに、自転車シェアリング事業を展開し、自転車活用を進めています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響下（以下、「コロナ禍」という）において、自転車利用が増加する中、交通ルール違反も増加しています。今後、自転車活用を進めると同時に、安全運転に対する意識向上への取組が必要となっていきます。

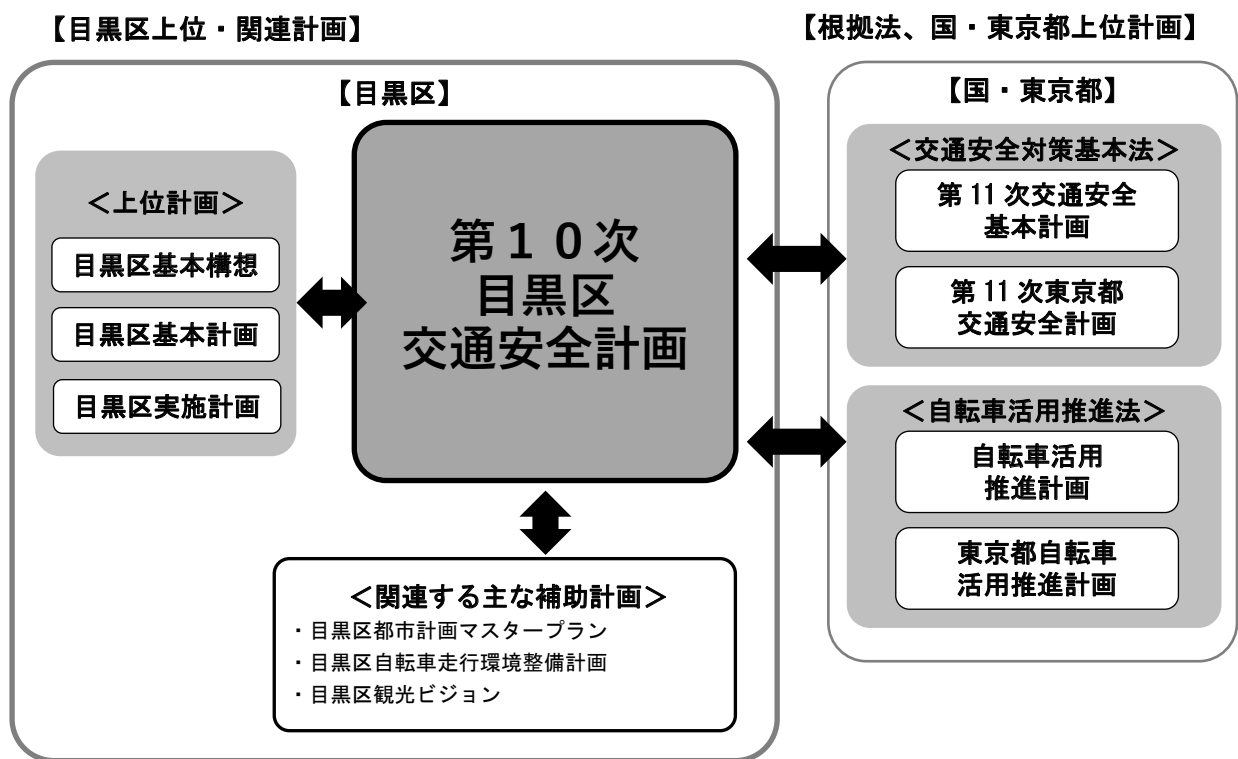
そこで、第10次目黒区交通安全計画では、交通事故を未然に防止するための対策を推進するとともに、自転車の活用推進と同時に安全利用の定着を目指し、総合的な交通安全対策を推進していきます。

第2 計画の位置づけ

第10次目黒区交通安全計画は、目黒区基本計画の補助計画として、他の補助計画との整合を図りながら交通安全対策を進めていきます。あわせて、近年、増加している自転車利用に関し、安全な移動手段として利用が進むよう自転車活用を進めていきます。

そのため、道路交通法、自転車活用推進法及び東京都交通安全計画をはじめとする関係法令、計画との整合を図りながら、着実に安全対策を進めていきます。

また、目黒区基本計画及び目黒区都市計画マスタープランにおける交通安全関連分野の施策を具体化するとともに、目黒区自転車走行環境整備計画などと整合を図り、施策を展開します。



第3 計画の期間

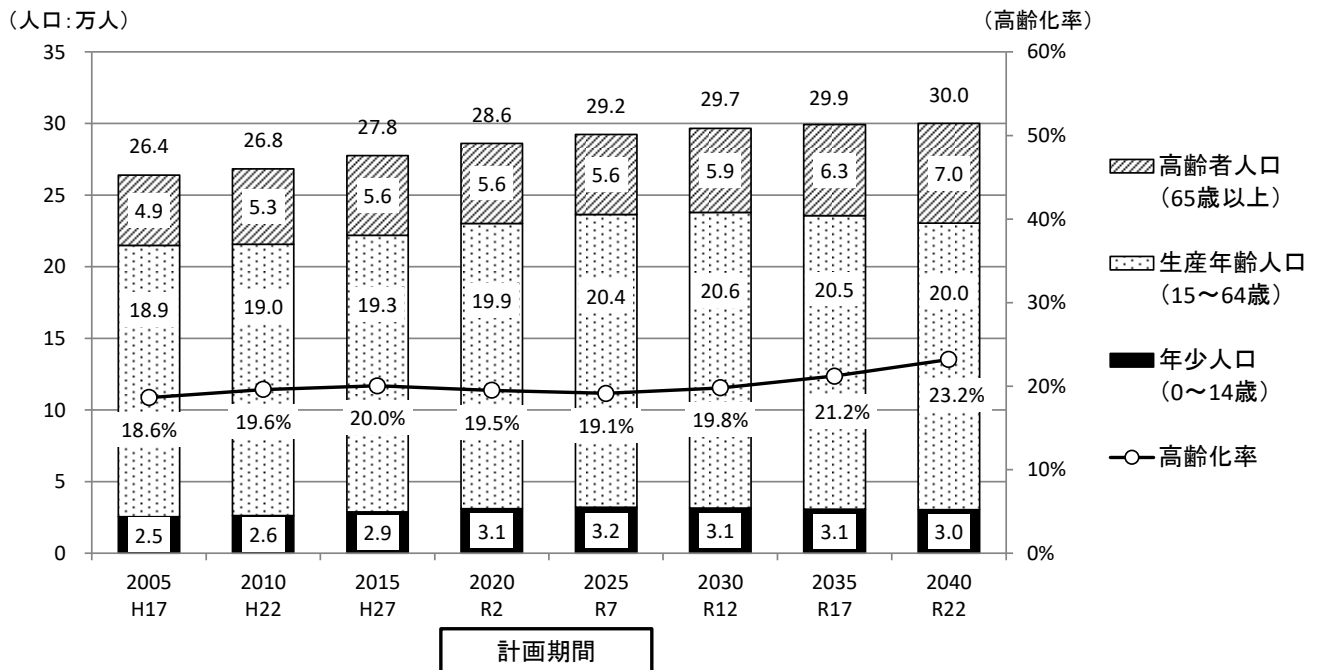
計画の期間は、第11次交通安全基本計画及び第11次東京都交通安全計画との整合を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 目黒区の概要

第1 人口動向

本区の人口の推移は、令和7年をピークに増加傾向が続きますが、それ以降は減少に移行する予測となっています。

一方、高齢化率は高くなっていきますが、年少人口は令和7年度以降ほぼ横ばいとなる予測となっています。



目黒区の年齢層別人口の推移 (住民基本台帳ベース)

資料：目黒区 人口・世帯数の予測 (令和3年3月)

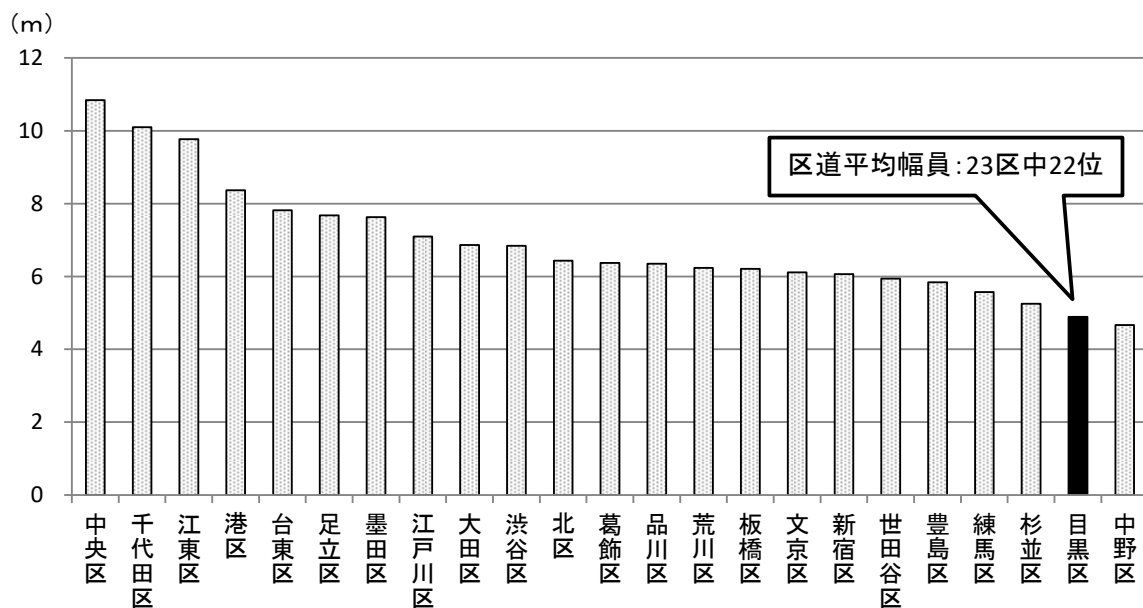
第2 道路状況

本区の道路状況は、国道、都道は一定の平均幅員を有していますが、区道の平均幅員は4.8mと23区中22位と狭く、また、見通しの悪い交差点が多く存在しています。また、一部地域では、高低差により坂道となっています。

目黒区・特別区の道路延長・面積・平均幅員

	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	平均幅員 (m)
区道	331,814	1,622,670	4.8
特別区平均	10,691,232	70,426,545	6.5
都道	21,398	466,230	21.7
国道	882	35,464	40.2

資料：特別区の統計（令和元年度版）



区道平均幅員（特別区）

資料：特別区の統計（令和元年度版）



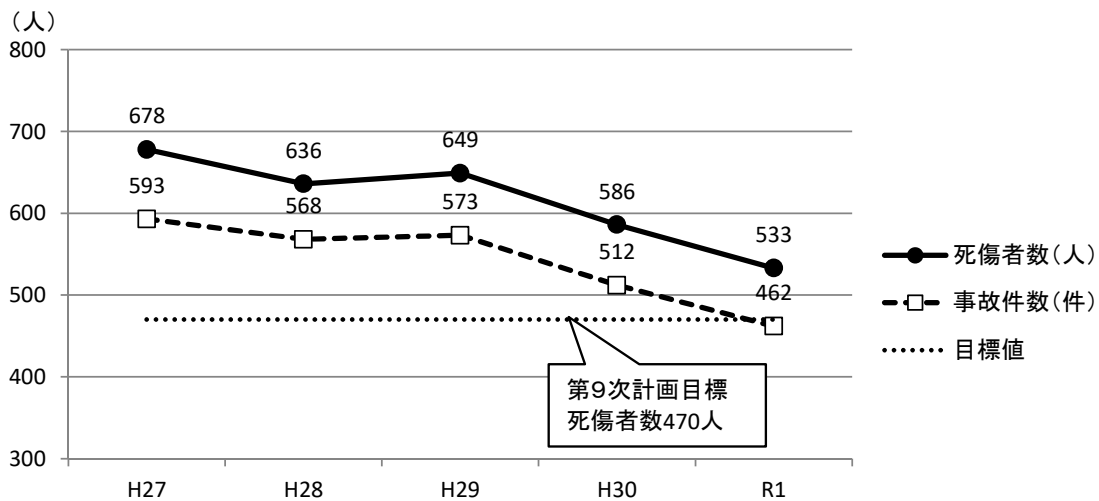
上目黒2丁目道路状況

第3 交通事故

1 事故件数・死傷者数

本区における直近5年の交通事故件数及び死傷者数は、ともに減少傾向となっています。

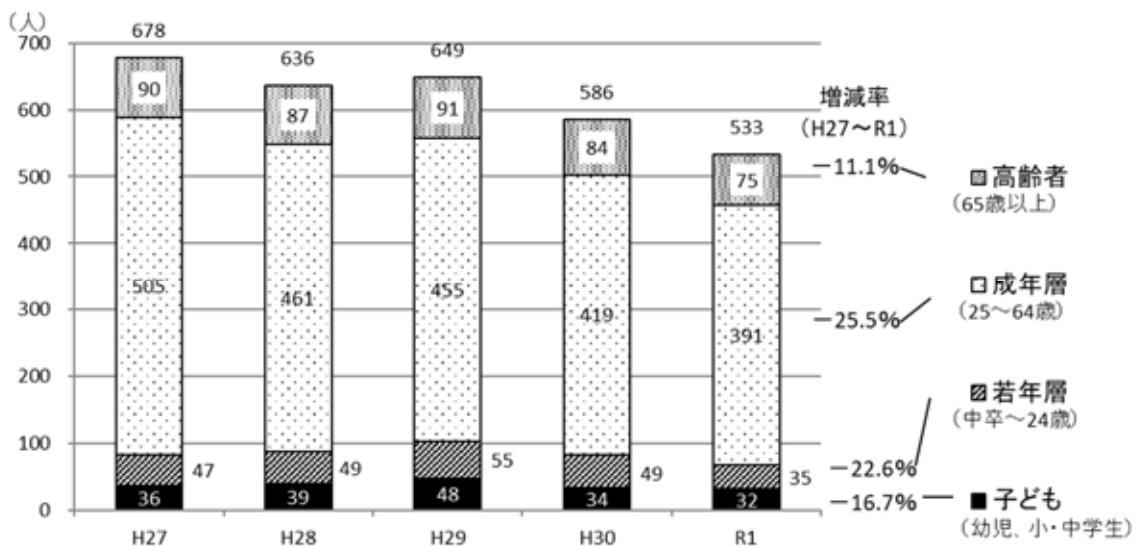
第9次目黒区交通安全計画（以下「第9次計画」という。）では、令和2年までに、「交通事故死傷者数470人以下」を目指し、交通安全対策に取り組んできましたが、令和元年は、交通事故死傷者数は533人となっています。



区内の交通事故発生件数・死傷者数

資料：交通事故統計表（警察庁交通部）

年齢階層別の交通事故死傷者数は、子ども及び高齢者の減少率が、他の年齢層に比べ低くなっています。

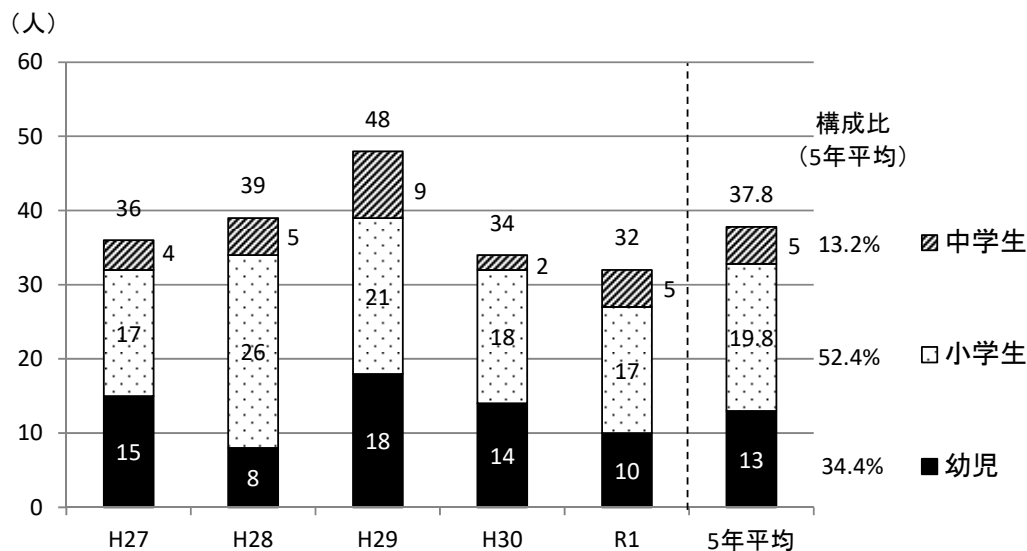


区内の年齢階層別交通事故死傷者数

資料：交通事故統計表（警察庁交通部）

2 子どもの交通事故

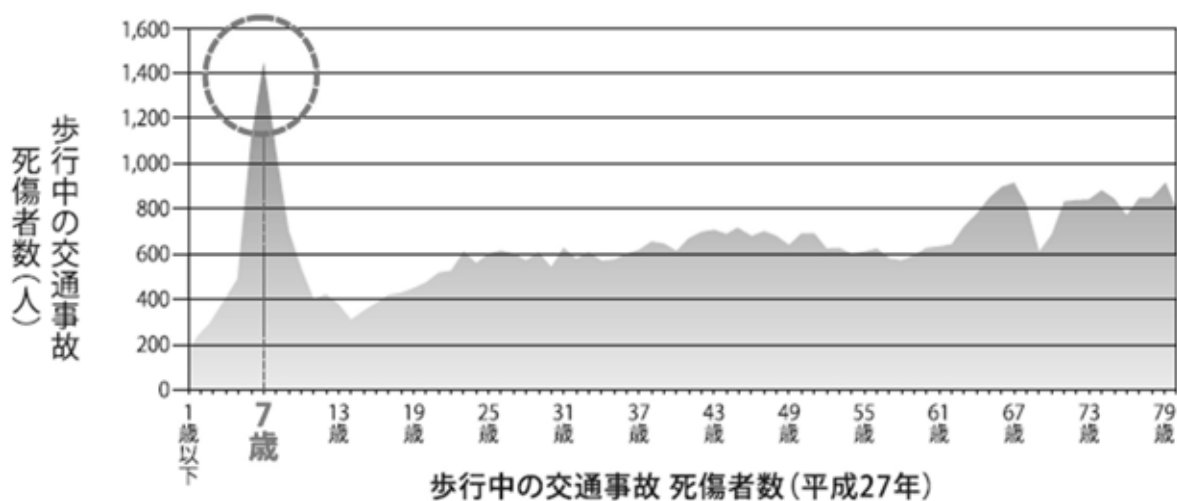
本区の子どもの死傷者数は、平成27年から令和元年までの平均で、小学生が52.4%と最も多く、次いで幼児が34.4%となっています。



目黒区の子どもの死傷者数

資料：交通事故統計表（警視庁）

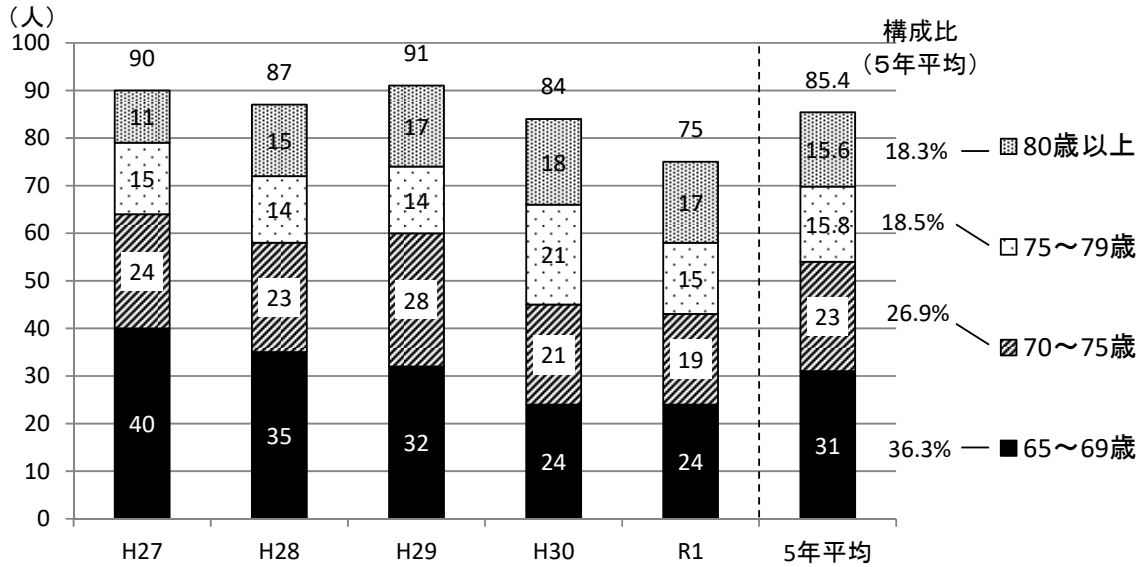
全国では、公益財団法人交通事故分析センターの分析として、小学校就学後の7歳児が歩行中に死傷する人数が多く、その後、事故が減少していく傾向となっています。



公益財団法人交通事故分析センター「交通事故分析レポート」より

3 高齢者の交通事故

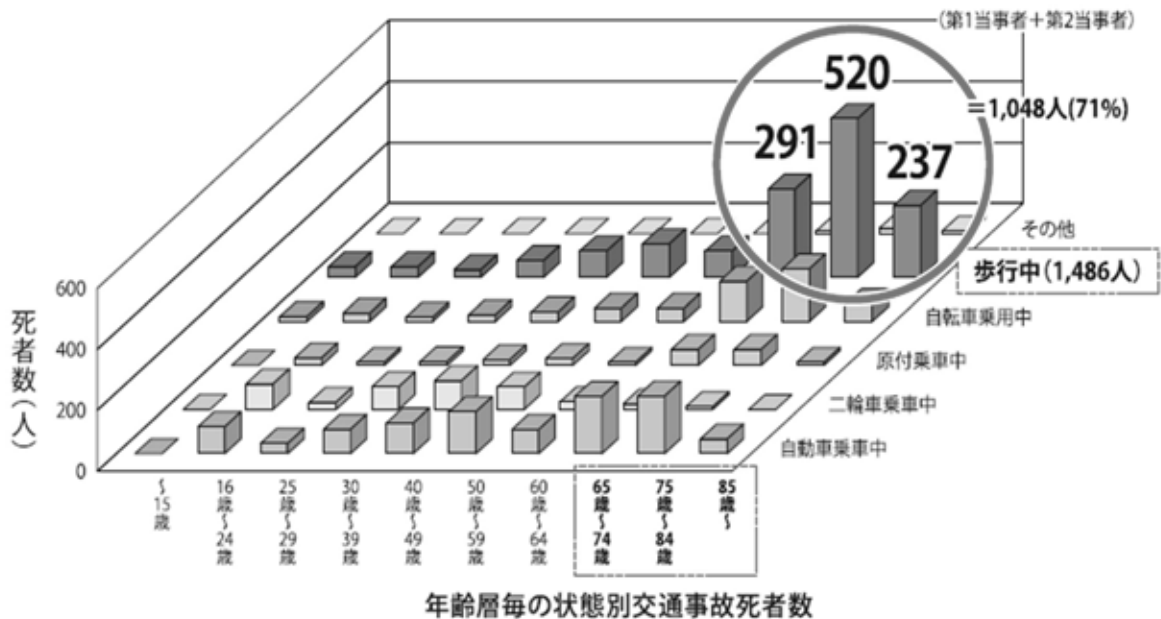
本区の高齢者の死傷者数は、65～69歳は減少傾向にあります。80歳以上は一定数で推移しています。



目黒区の高齢者の死傷者数

資料：交通事故統計表（警視庁）

全国では、公益財団法人交通事故分析センターの分析として、歩行中の死亡事故に占める高齢者の割合が高く、その多くが横断歩道以外での道路横断中に起きています。時間帯では夕暮れ時の事故が多いと報告されています。

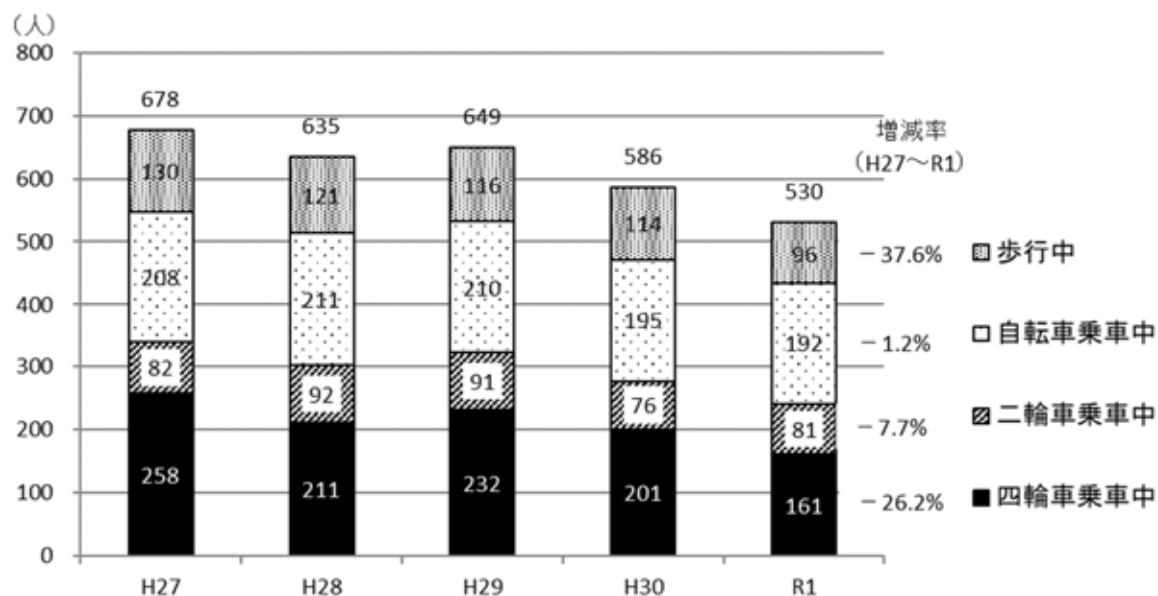


公益財団法人交通事故分析センター「交通事故分析レポート」より

4 交通手段別事故死傷者数

本区の交通手段別事故死傷者数は、四輪車の事故、歩行中の事故は減少していますが、二輪車の事故、自転車の事故は一定数で推移しています。

平成27年と令和元年を比較した増減率は、四輪車や歩行中に比べ、自転車の減少率が低い状況となっています。

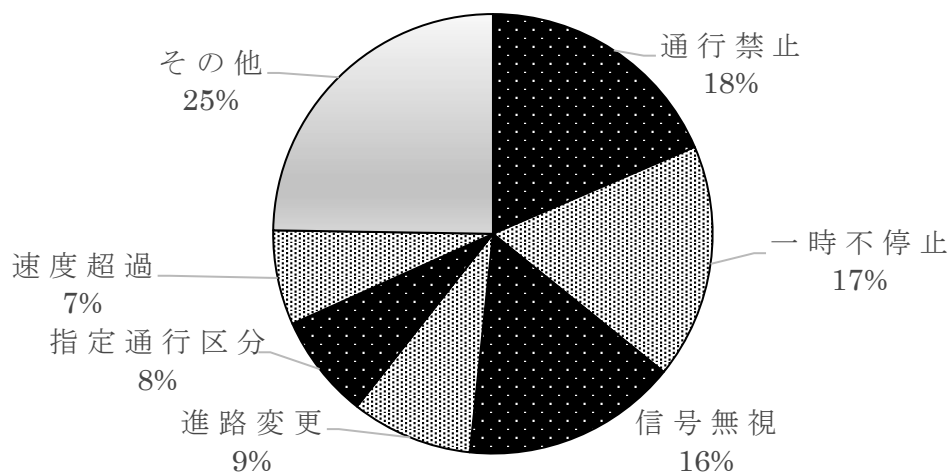


目黒区の交通手段別事故死傷者数

資料：交通事故統計表（警視庁交通部）

5 違反別・態様別違反割合

都内の違反件数は、通行禁止、一時不停止、信号無視の順で多くなっています。



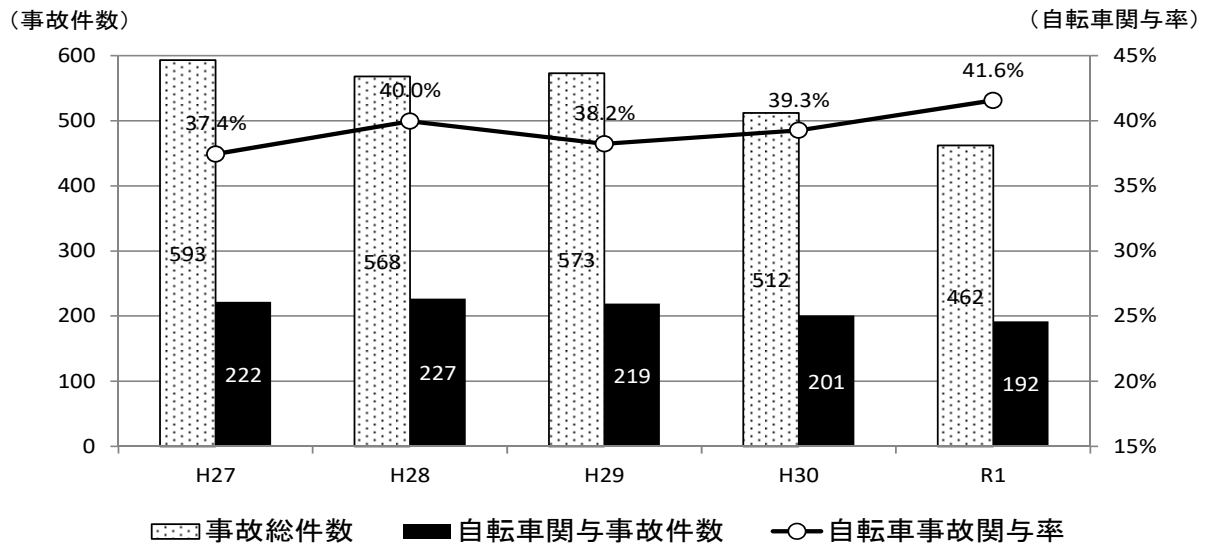
都内違反別・態様別違反割合（令和元年）

資料：警視庁の統計（令和元年）

6 自転車の交通事故

(1) 自転車に関する事故

本区では、全事故件数に占める自転車が関与する件数は約200件で推移しています。交通事故に占める自転車の関与率は、平成29年以降増加傾向にあり、令和元年では4割以上となっています。

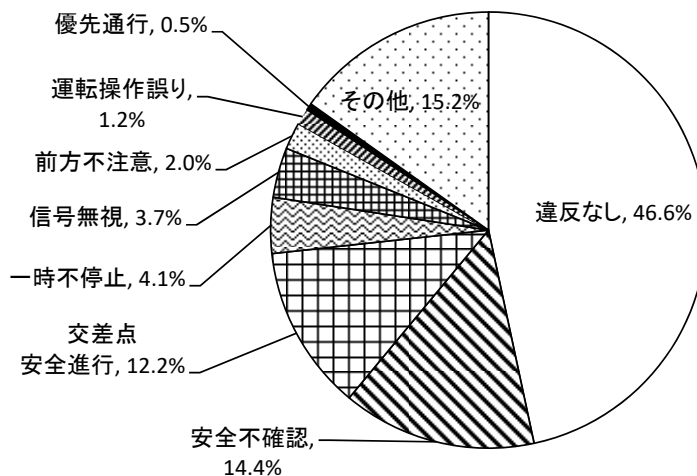


目黒区の自転車の事故関与率

資料：区市町村別各種交通事故発生状況（警視庁）

(2) 自転車事故の交通違反

本区の自転車事故の交通違反では、「安全不確認」、「交差点安全進行義務違反」、「一時不停止」、「信号無視」など、交通ルール無視による事故割合が高くなっています。



目黒区自転車事故の違反別状況（平成27年～令和元年）

資料：交通事故統計表（警視庁交通部）

第3章 情勢の変化等

第1 道路交通法の改正状況

1 高齢運転者対策の推進（平成27年改正・29年施行）

高齢運転者に対し、認知機能の低下が疑われる違反行為をした際の「臨時認知機能検査」の受検が義務化され、認知機能が運転に影響するおそれがあると判断された場合は「臨時高齢者講習」の受講が義務化されました。

また、免許更新時・違反行為時の認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定された場合は、医師の診断を受け、診断書を提出することが義務化されました。

2 運転中のスマートフォン等の使用に対する罰則の強化 （令和元年改正・2年施行）

運転中の携帯電話等の使用に関する罰則、また、携帯電話等の使用により交通事故を起こした際の罰則・反則金が強化されました。

3 あおり運転に対する罰則の創設（令和2年改正・施行）

あおり運転（他の車両等の通行を妨害する一定の違反行為）に対する罰則・行政処分が新たに創設されました。

軽車両である自転車の利用において、むやみにベルを鳴らすこともあおり運転の対象とされます。

◇報道等

高齢運転者の暴走による母子死亡事故（平成31年4月）

豊島区池袋で、高齢の男性が運転する乗用車が暴走し、横断歩道を青信号で横断する母子を死亡させる事故が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

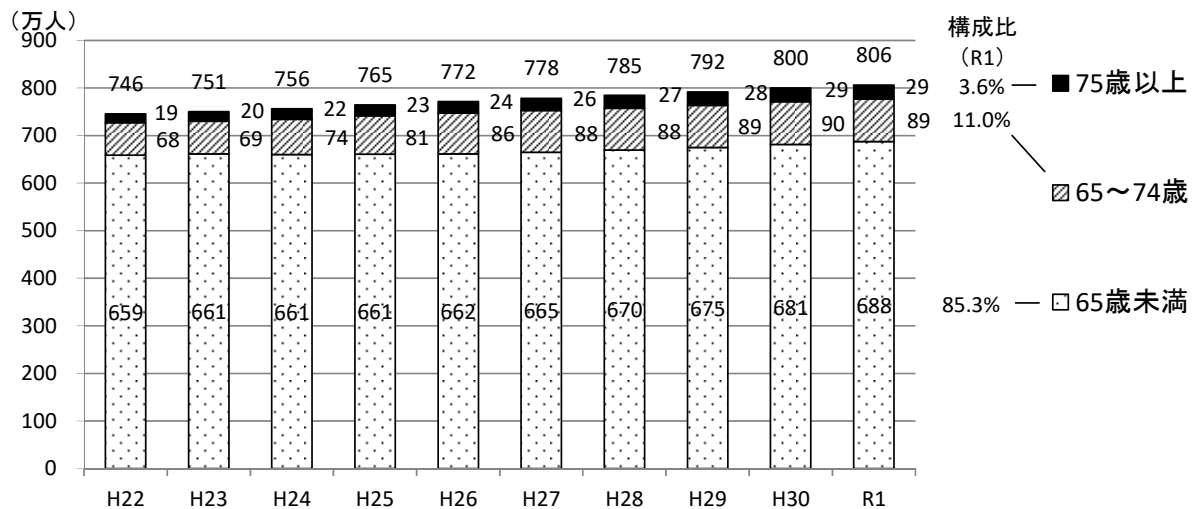
この事故により、高齢運転者による事故を防ごうという機運が高まり、運転免許証の自主返納が急増するきっかけとなりました。

東名高速道路のあおり運転による一家4人死傷事故（平成29年6月）

神奈川県東名高速道路において、あおり運転により加害者の車が前方を塞ぐ形で被害者の車を路上に停車させ、そこに大型トラックが追突し、両親2名の死亡、子ども2名の負傷を招いており、その後のあおり運転の厳罰化のきっかけとなりました。

第2 運転免許保有者数の推移

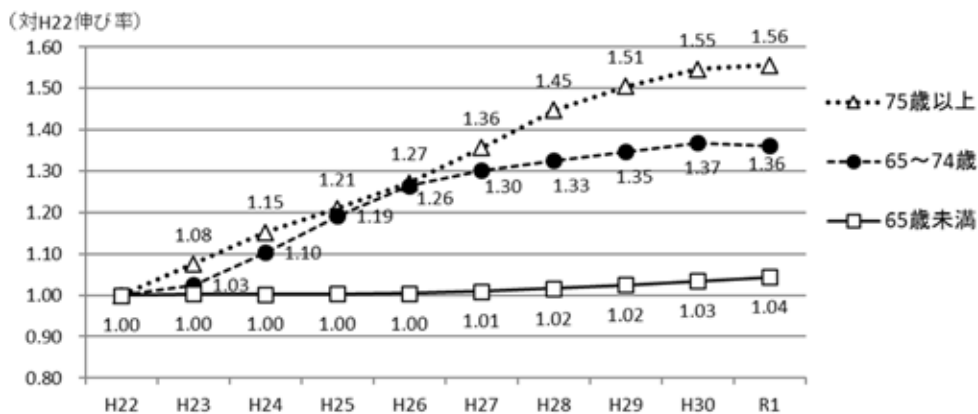
都内の、運転免許保有者数は年々増加傾向となっています。



東京都の運転免許保有者数の推移

資料：運転免許保有者数（警視庁）

都内における運転免許保有者数の伸び率は、特に75歳以上の高齢者が高くなっています。



年齢階層別の東京都免許保有者数の伸び率

資料：運転免許保有者数（警視庁）

◇報道等

「サポカー補助金」申請受付開始（令和2年3月）

国は、満65歳以上となる人を対象に、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車」、「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」の購入等を支援しています。

第3 「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行

1 条例制定の背景と概要

本区は、自転車利用において、信号無視、車道の右側走行、歩行通行の妨害など交通ルール違反やマナー無視などが散見されることから、区、区民、自転車利用者、その他関係者が、自転車の適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全運転に関する取組を一体的に推進することを目的として、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を令和2年10月1日に施行しました。

条例では、安全な自転車利用に関する区、区民、事業者の責務を定めるとともに、自転車利用者における交通ルール・マナーの遵守、保険加入の義務化、ヘルメットの着用の努力義務などを定めています。

目黒区内で自転車を利用する皆様へ

「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。(令和2年10月1日施行)

みんなを守る3つの安心

① 自転車保険への加入

○人身及び物の損壊に対応した自転車損害賠償保険等への加入が義務となりました。

裁判所が、自転車による人身事故を起こした子どもの親に命じた損害賠償金の額が9,521万円です。条例では、被害者救済のため、及び加害者の負担軽減のため、自転車保険(対人・対物)に加入しなければならないとされています。

自転車事故の高額賠償事例 9,521万円

スマにゃん

スマにゃん

スマにゃん

スマにゃん

② ヘルメットの着用

○幼児を同乗させている自転車利用者は「ヘルメットの着用」が努力義務になりました。

自転車事故による死亡者の60%以上が、頭部損傷が致命傷となっており、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時の約2.5倍となっています。幼児同乗以外の自転車利用者もヘルメットを着用するように努めましょう!

③ 安全運転

○自転車は車の仲間。交通ルールを知り、守り、安全に走行することが大切です。

目黒区 土木管理課 交通安全課 03-722-9442, FAX 03-722-9636

スマにゃんシール

チラシや自転車保険加入者への「スマにゃんシール」の配布などにより、条例施行を周知し、啓発を行っています。



※「スマにゃん」は、目黒区商店街連合会のマスコットキャラクターです。

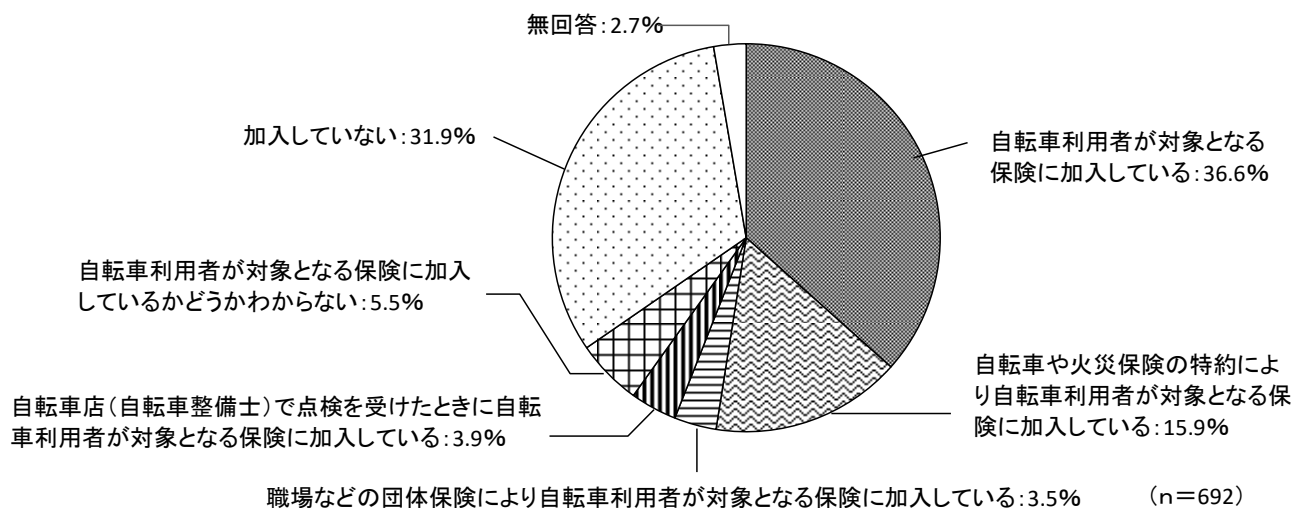
◇報道等

■自転車事故による高額賠償判決例

- 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、女性と衝突し、女性には重い障害が残った。賠償額約5,000万円(平成17年判決)
- 男子小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突し、女性は頭の骨を折り意識の戻らない状態になった。賠償額約9,500万円(平成25年判決)

2 自転車利用者の保険加入状況

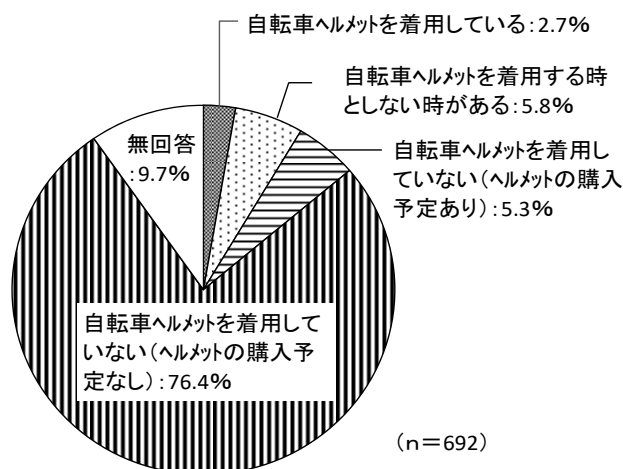
令和2年度に実施した目黒区世論調査では、自転車保険の加入状況について、6割の方が保険に加入していましたが、約4割の方が未加入となっています。



第46回目黒区世論調査(令和2年12月)より

3 自転車利用者のヘルメット着用状況

令和2年度に実施した目黒区世論調査では、自転車利用者のヘルメットの着用状況について、「自転車ヘルメットを着用していない(ヘルメットの購入予定なし)」が8割を占めており、万が一に備える安全意識が希薄となっています。



第46回目黒区世論調査(令和2年12月)より

第4 放置自転車

区内の1日当たりの放置自転車台数は、平成22年度の1,220台をピークに年々減少し、令和元年度は331台となっており、放置自転車台数は減少傾向にあります。

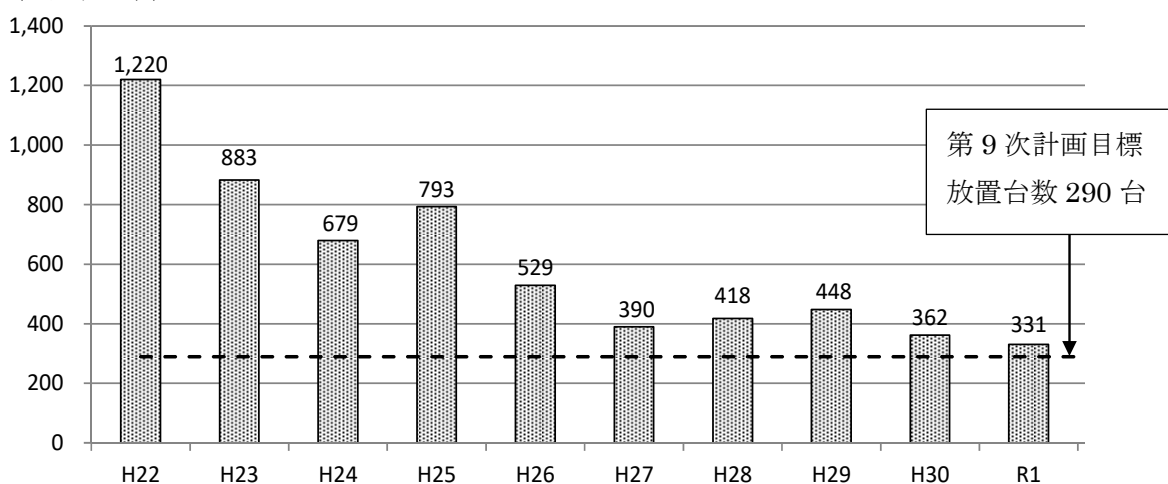
第9次計画では、令和2年度までに、「区内放置自転車台数1日当たり290台以下」を目標として交通安全対策に取り組んできましたが、令和元年度の放置自転車台数は331台となっています。

区内放置自転車台数の推移

(1日当たり台)

年度 駅名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
駒場東大前駅	52	40	32	32	31	27	16	16	6	10
池尻大橋駅	173	85	72	92	58	47	31	27	30	19
中目黒駅	137	51	95	74	50	36	64	136	52	54
祐天寺駅	97	142	55	80	53	25	19	55	28	28
学芸大学駅	198	172	114	188	85	93	109	89	81	69
都立大学駅	211	144	90	73	54	31	75	22	35	38
自由が丘駅	117	98	103	72	73	38	46	24	27	33
目黒駅	31	25	22	38	21	14	4	6	6	3
緑が丘駅	48	48	36	38	15	29	12	11	10	11
洗足駅	23	27	17	14	40	18	14	12	36	18
西小山駅	105	36	36	68	36	25	22	46	46	43
大岡山駅	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
武蔵小山駅	28	15	6	24	12	6	6	4	5	5
駒沢大学駅	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
計	1,220	883	679	793	529	390	418	448	362	331

(1日当たり台)



(1日当たり)

区内放置自転車台数の推移

第4章 自転車活用の動向

第1 自転車活用推進法

国は、環境、交通、健康増進等の重要な課題に対する自転車の有用性を踏まえ、自転車の活用の一層の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「自転車活用推進法」を平成29年に施行しました。

同法では、自転車の活用に向けた国、地方公共団体、公共交通事業者、国民の責務と定めるとともに、自転車専用道路・駐車場等の整備、シェアサイクル施設の整備、交通安全に係る教育及び啓発、健康の保持増進、公共交通機関との連携の促進、観光来訪の促進・地域活性化の支援などの方向性を定めています。

また、地方公共団体については、実情に応じ「自転車利用活用計画」の策定に努めることとされています。

東京都では、平成30年3月に「東京都自転車活用計画」を策定しています。

■東京都自転車活用計画の概要

【計画の目的】

自転車を交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つとし、自転車を安全・安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを進めていく

【目指すべき将来像・施策】

- 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～
- 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～
- 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～
- 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

【主な施策】

1. 環境形成

- ・自転車通行空間等の計画的な整備
- ・自転車シェアリングの普及促進
- ・放置自転車対策 など

2. 健康増進

- ・サイクルスポーツ振興の推進
- ・健康づくりの推進
- ・自転車通勤等の促進

3. 観光振興

- ・国際的なサイクリング大会等の開催
- ・サイクリング環境の創出
- ・観光に向けた自転車の活用

4. 安全・安心

- ・自転車の点検整備の推進
- ・自転車の安全利用の促進
- ・学校における交通安全教育の促進 など

第2 回遊しやすいまちづくりの推進

本区は、都心に近く、「緑豊かで文化的なまち」、「おしゃれなまち」というイメージが定着しています。近年では、目黒川の桜や、大橋ジャンクション上の目黒天空庭園などに、区内外から多くの人々が訪れるようになってきました。寺社や旧前田家本邸などの重要文化財、由緒ある坂道など、区内の観光資源が魅力となっています。

平成27年3月に「目黒区観光ビジョン」を策定し、観光振興施策として「まち歩き」を促し、「回遊しやすいまちづくり」を進めています。

また、国土交通省からの募集に賛同し、令和元年8月に「ウォーカブル推進都市」になりました。今後、ウォーカブル推進都市として、道路・広場等既存ストックの改修・改変などを行い、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成を目指した空間整備を進めます。



目黒区総合庁舎（村野藤吾設計）



目黒川のさくら



大橋ジャンクションと天空庭園



自由が丘女神祭り

目黒区の代表的な観光資源

第3 移動手段の変化

近年の健康ブームをはじめ、令和2年に発生したコロナ禍における電車やバスなどの利用を回避する考え方から、自転車やバイクを利用した通勤が増加しています。また、外での会食から自宅での食事が増え宅配サービスの利用も増えています。

増加した自転車やバイク利用においては、交通事故やマナー違反、宅配代行をする配達員の安全意識に欠ける運転等が問題となっています。

◇報道等

「3密」回避、利用者急増（令和2年9月）

コロナ禍により通勤時の「3密」を避けるため、電車やバスに代えて自転車通勤をする人が増加し、自転車の売り上げも好調に推移している。一方で、企業にとって、自転車通勤の制度化には、事故のリスクや駐輪場の確保など、ハードルもある。

増えるマナー違反（令和2年11月）

オートバイ同様、「密」を避けられる自転車も、通勤や買い物などで使う人が増えている。ただ、事故やマナー違反も多く、警視庁は、自転車で歩行者をはねてけがを負わせた上、そのまま逃げたとして、宅配代行サービスの配達員を道路交通法違反（ひき逃げ）容疑で書類送検した。

第5章

第9次目黒区交通安全計画と自転車活用等の推進

第1 計画の目標と施策

1 計画の目標

以下の目標像を掲げ、交通安全施策を展開してきました。



平成32年（令和2年）までの達成を目指し、以下の数値目標を設定しています。

【数値目標】

- 年間交通事故死傷者数470人以下
- 放置自転車台数290台以下

2 施策

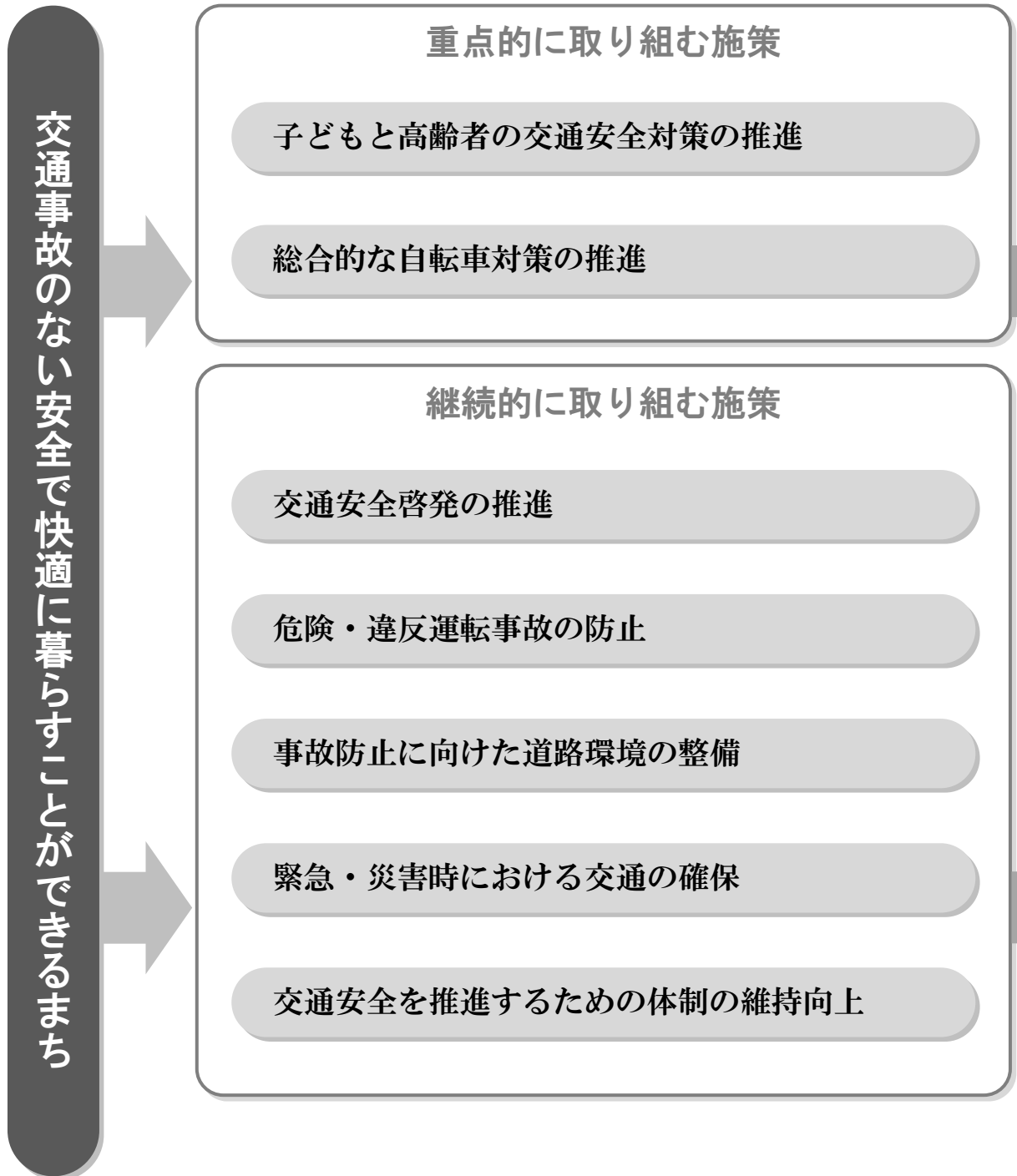
以下の7項目のうち、「子どもと高齢者の交通安全対策の推進」及び「総合的な自転車対策」を重点施策として、交通安全施策に取り組んできました。

- ① 子どもと高齢者の交通安全対策の推進（重点施策）
- ② 総合的な自転車対策の推進（重点施策）
- ③ 交通安全啓発の推進
- ④ 危険・違反運転事故の防止
- ⑤ 事故防止に向けた道路環境の整備
- ⑥ 緊急・災害時における交通の確保
- ⑦ 交通安全を推進するための体制の維持向上

3 施策の体系

目標像

施策



分野別施策

第1章 子どもと高齢者の交通安全対策の推進（重点施策）

- 取組 1-A：子どもに対する交通安全教育と啓発 取組 1-B：高齢者に対する交通安全啓発
取組 1-C：子どもや高齢者のための道路環境整備

第2章 総合的な自転車対策の推進（重点施策）

- 取組 2-A：駐輪場の整備 取組 2-B：放置自転車対策の推進
取組 2-C：自転車安全利用の推進 取組 2-D：自転車事故に対する保険の加入促進
取組 2-E：自転車走行環境の整備

第3章 交通安全啓発の推進

- 取組 3-A：自動車運転者への交通安全啓発 取組 3-B：地域や企業への交通安全啓発

第4章 危険・違反運転事故の防止

- 取組 4-A：飲酒運転等による事故防止対策の推進 取組 4-B：駐車違反对策の推進
取組 4-C：二輪車の事故防止対策の推進
取組 4-D：交通事故につながるその他交通違反の取締りと予防対策の推進

第5章 事故防止に向けた道路環境の整備

- 取組 5-A：道路の交通安全施設整備 取組 5-B：エリアを単位とした安全な交通環境整備
取組 5-C：道路の適正利用の推進 取組 5-D：路外駐車場整備と二輪車駐車場対策の推進

第6章 緊急・災害時における交通の確保

- 取組 6-A：応急救護体制の整備 取組 6-B：災害時の交通安全確保

第7章 交通安全を推進するための体制の維持向上

- 取組 7-A：推進体制の連携強化

第2 主な取組内容

1 交通安全啓発活動

(1) 警察と連携した交通安全啓発 (保育所・幼稚園、警察署、区)

警察署と連携し、保育園・幼稚園の園児を対象とした交通安全啓発を実施し、交通安全意識の学習に取り組みました。

(2) 区報等による啓発 (区)

区報や区ホームページを通じ、交通安全に関する記事の掲載のほか、道路交通法改正に伴う交通ルールの周知や危険運転防止を呼びかけました。

(3) 学校における交通安全教室 (教育委員会・学校、区)

区立小学校では、児童自身がグループで実際に地域を歩き、観察・調査し、危険な場所等の地図を作成する「地域安全マップ作り」を通じた安全教育を実施しました。また、区立中学校では、スケアードストレイト手法※を用いた交通安全教育を実施しました。

※スケアードストレイト手法：スタントマンによる事故現場の再現を見ることで、危険性を実感し、事故につながる危険行為を未然に防ぐための教育手法です。

(4) 高齢運転者に対する交通安全啓発 (地域、警察署、区)

警察署と「交通安全区民のつどい」を開催し、交通安全への啓発を行いました。また、交通安全教室や交通安全キャンペーン、地域での会合等で、運転免許の自主返納、運転履歴証明書の発行申請について周知しました。

主な交通安全啓発活動

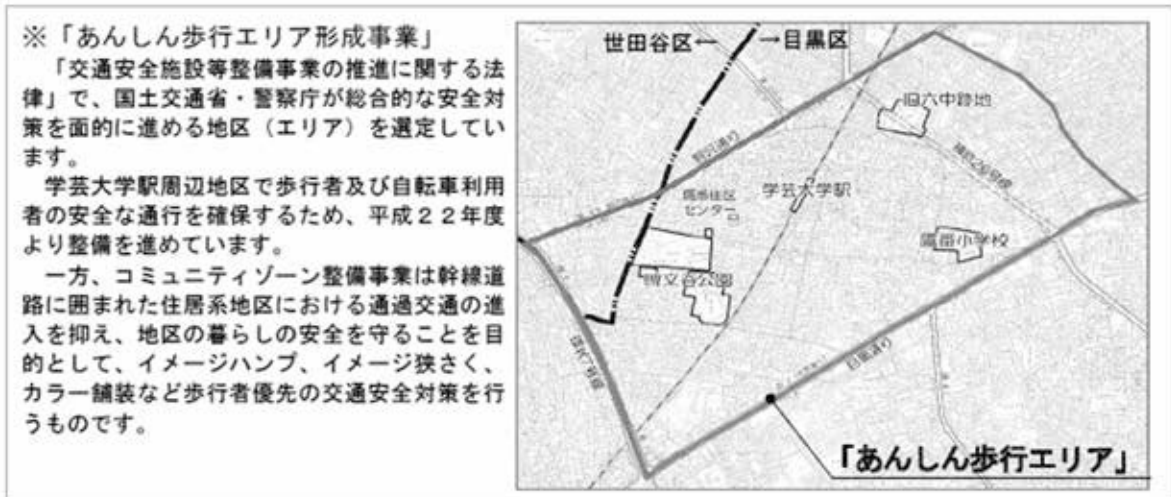
種別	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
幼児交通安全教室 (訪問、衾町)	58	2,860	69	3,224	75	3,318	90	3,565	74	3,556
交通安全教室 (小学新1年生)	8	401	7	400	7	328	8	436	3	211
自転車安全教室	17	1,642	18	1,711	19	1,832	17	1,452	18	1,513
交通安全啓発 (高齢者等)	3	135	2	118	2	71	2	72	1	35
交通安全区民のつどい	1	450	1	450	1	450	1	450	1	800

2 交通環境の改善

(1) 面的な交通安全対策（警察署、区）

ア あんしん歩行エリアの整備

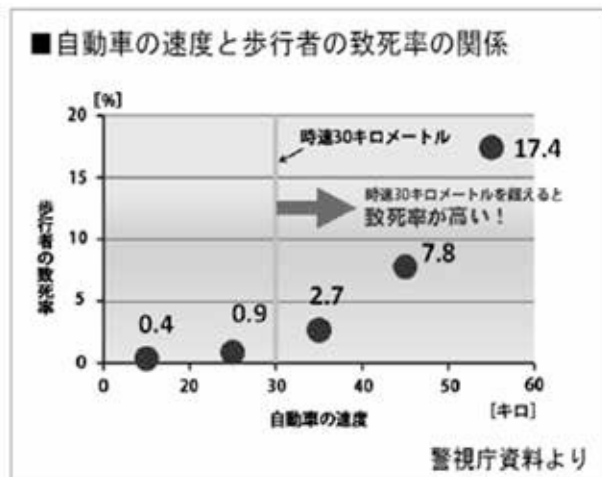
学芸大学駅周辺地区において、歩行者の安全、快適な通行を確保するため、あんしん歩行エリア形成事業^{*}を展開し、路側帯のカラー化を行う等、歩行者優先の面的な交通安全対策事業を進めました。



イ ゾーン30の整備

生活道路等に進入する自動車に対して、事故発生時の歩行者の致死率が高くなる時速30kmを最高速度とした面的な制限をかける交通規制「ゾーン30」^{*}に合わせ、標識、路面表示による整備を継続的に進めました。

※区域（ゾーン）を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策です。



(2) 通学路等の安全対策（教育委員会・学校、地域、警察署、区）

平成26年度に「目黒区通学路交通安全プログラム」を定め、教育委員会、道路管理者、交通管理者（警察署）、生活安全課、学校関係者が連携した安全点検を毎年実施しており、安全点検の結果、対策が必要とされた箇所には、危険注意喚起表示などの対策を行いました。

また、午前5時間制を導入している小学校については、スクールゾーンの交通規制時間帯の見直しの取り組みを検討しています。

国では、令和元年5月の保育園児の園外活動中の事故を受け、園外活動の安全を確保するための施策としてキッズ・ゾーン※の設定、キッズ・ガードの配置を予定しており、地方自治体においてもキッズ・ゾーンの設定についての検討が必要となっています。

※スクールゾーン

子どもの安全を確保するため、小学校の校区ごとに、子どもが徒歩で通学できるおおむね半径500mの範囲で設定する。歩道や路側帯の設置を促進しつつ、一方通行、大型車通行禁止、一時停止、最高速度規制等の交通規制を実施する。

※キッズ・ゾーン

保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、自動車の運転手等に対する注意喚起を促すゾーン。保育所等の周囲半径500メートルを原則として、対象の保育所等、道路管理者及び都道府県警察と協議の上、キッズ・ゾーンを設定することとしている。

通学路点検に基づく対策箇所（令和元年度）

		校・件数
通学路等危険箇所報告校		22校
対策必要件数		315件
関係機関別 内訳	教育委員会・学校	30件
	区道管理者	154件
	国・都道路管理者	13件
	警察署	84件
	区・その他	34件

(3) 自転車走行環境の整備 (警察署、区)

平成30年3月に「目黒区自転車走行環境整備計画」を策定し、優先整備路線において自転車ナビマーク等の整備を行いました。

平成30年度から令和4年度の5年間を目途に中目黒駅、都立大学駅、学芸大学駅等の駅周辺を整備し、令和5年度から9年度にその他の路線を整備することとしています。



自転車走行環境の整備状況 (令和元年度)



区道(碑文谷5丁目)でのモデル設置

(4) 合同パトロールの実施（商店会、警察署、区）

本区では、商店街等における商品や看板のせり出し及び放置自転車に対し、道路の適正利用を促すため、商店街、警察署と連携し、合同パトロールを実施しました。

合同パトロールでは、店舗ごとに適正な道路の利用に関するチラシを配布し、意識啓発を図るとともに、通行に支障のある商品・看板等に是正指導を行い、また、放置自転車の撤去を実施しました。

3 放置自転車対策

本区では、自転車や原動機付自転車の放置が恒常的な地域や、放置台数が多い地域など、鉄道駅周辺に指定した放置禁止区域を中心に、撤去活動を行っています。撤去した放置自転車は、自転車集積場に運搬、保管した後、所有者に返還しています。

また、鉄道駅の駅頭において、地域の皆さんや関係機関と連携しクリーンキャンペーンを実施するとともに、放置自転車が多い鉄道駅周辺には放置防止指導員を配置し、放置防止への啓発活動を行っています。

放置自転車等の撤去状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
警告回数（回）	668	812	934	949	854
警告枚数（枚）	38,408	37,676	35,026	37,477	32,204
撤去台数（台） （撤去率）	13,537 (35.2%)	13,168 (35.0%)	11,856 (33.8%)	10,997 (29.3%)	9,343 (29.0%)
返還台数（台） （返還率）	9,690 (71.6%)	9,620 (73.1%)	8,871 (74.8%)	8,242 (74.9%)	6,999 (74.9%)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

（延べ人数）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
町会・自治会等	57	51	75	114	88
関係機関（警察等）	85	74	79	69	45
区職員	218	131	128	91	68
合計	360	256	282	274	201

- ・実施駅：区内駅9駅、西小山駅、目黒駅
- ・実施期間 10月22日～31日（毎年、この期間に実施）
- ・参加団体・機関：住区住民会議、町会・自治会、警察署、鉄道事業者など

放置防止指導員による啓発活動

年度	H27	H28	H29	H30	R1
延べ人数（人）	4,097	4,097	4,114	4,114	4,063
延べ時間（時間）	14,942	14,942	15,004	15,004	14,818

- ・7駅周辺（中目黒、祐天寺、学芸大学、都立大学、自由が丘、池尻大橋、西小山）に放置防止指導員を配置し、放置防止の啓発・指導を行っている。

第3 交通安全対策の課題

1 交通安全の啓発活動

区報、区ホームページへの掲載や、保育園、幼稚園の園児や区立小学校の児童をはじめ、高齢運転者を対象とした啓発活動を行ってきました。また、警察署による交通違反の取り締まりを強化してきました。

自転車が関与する交通事故を無くし、子どもや高齢者を交通事故から守るとともに、自動車や自動二輪車の運転による違反防止等、移動手段や年齢に応じた啓発活動が必要となっています。

2 交通環境の改善

平成30年度から自転車ナビマークの整備、学芸大学駅周辺における安心歩行エリア事業の実施やゾーン30整備など面的な交通安全対策、通学路の安全対策などを進めてきました。

歩行者が安全で安心して通行できるよう、自転車走行環境の整備、スクールゾーンの見直し、キッズ・ゾーンの設定、通学路・裏通りの安全対策など、交通環境の改善が必要となっています。

3 自転車対策

自転車利用において、交通ルール違反や運転マナー無視が絶えないことから、令和2年10月、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

鉄道駅において駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施するとともに、駅周辺に放置防止指導員を配置し、放置に対する啓発活動を行ってきました。

駐輪場の適正管理、放置に対する啓発活動・撤去活動とともに、自転車利用者が交通ルール違反は危険な行為であることを理解するため、本条例の周知が必要となっています。

また、コロナ禍において、自転車を使う動きが広がっています。食品などの宅配配達員による交通違反や交通事故の増加から、総合的な自転車対策の推進が必要となっています。

第4 自転車活用等の推進

1 自転車シェアリング事業

国において、自転車活用推進法に基づき、平成30年6月に「自転車走行空間の整備促進」、「サイクルツーリズムの推進」、「シェアサイクルの普及促進」、「自転車安全利用の促進」を柱とする自転車活用推進計画が策定されました。東京都においても平成31年3月に「自転車を安全・安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくり」を目標とする東京都自転車活用推進計画が策定されました。

本区では、放置自転車対策、回遊性確保、環境負荷軽減、自転車走行支援といった課題への対応と共に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れ、平成31年1月から自転車シェアリング事業を開始しています。本事業は、千代田、中央、港、新宿、文京、江東、品川、大田、渋谷、中野区の10区と相互乗り入れができます。区内及び10区に整備した自転車を借りる・返す場所となるサイクルポートから電動アシスト自転車が利用でき、区民や区外からの来訪者等が移動・回遊するための交通手段として利用されています。

2 地域交通支援

区内は鉄道や路線バスが網羅されており、またタクシー事業者も多く営業しているなど、公共交通機関の利便性は比較的高い状態にあります。しかし、区道の平均幅員は4.8mと狭く、路線バスが運行している道路は幅員の広い幹線道路等に限られています。

今後、高齢者等を中心として、移動に不便を感じる方の増加が見込まれ、現在自家用車を利用できる高齢者においても、高齢運転者による事故の問題を受けた免許返納の動きが見られるなど、日常生活を送る上で地域の状況に応じた利便性の高い移動手段が必要になると考えられます。

そこで本区は、移動に関する地域特有の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的として、身近な地域の交通の支援方針を定め、地域への支援の取組を進めていくこととしています。



便利! 専用ICカード、携帯電話片手に
らくらくレンタル!



資料：目黒区自転車シェアリングホームページ

第2部

第10次目黒区交通安全計画の目標と施策体系

第1章 計画の目標

第1 目標像

本区では、区道の平均幅員は4.8mと狭く、坂道や見通しの悪い交差点も多く存在しています。

これまで第9次計画により交通安全対策に取り組んできた結果、交通事故件数は減少傾向にあり一定の成果をあげています。しかし、子どもや高齢者の交通事故死傷者数は一定数で推移しています。また、移動手段の変化や健康推進などの観点から近年、自転車利用が増加しており、一層の交通ルール・マナーの周知や交通安全教育が必要となっています。

令和2年に猛威を振るっているコロナ禍において、人の集中を回避するための移動手段の確保も喫緊の課題となっています。また、本区の課題ともいえる自転車が安全に利用されるための対策も不可欠となっています。

第10次目黒区交通安全計画では、歩行者はじめ、自転車、自動車など全ての運転者が交通ルールを知り、守り、そして交通弱者に対する思いやりのある行動を促していくため、以下の目標像を掲げ計画を推進します。

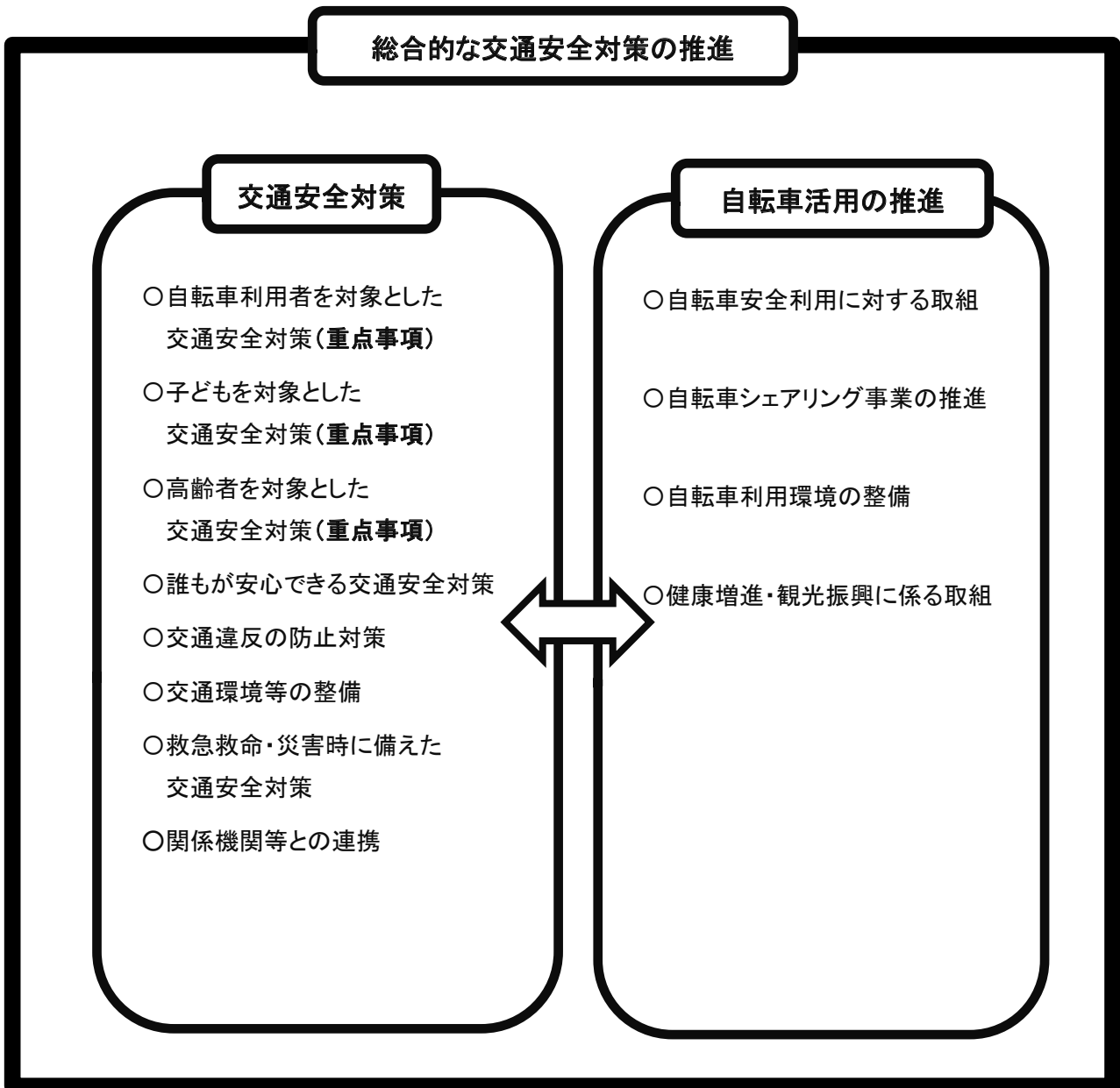
歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまち

第2 達成目標

分野	達成目標
交通安全対策	年間交通事故死傷者数 330人以下 1日の自転車等放置台数 230台以下
自転車活用の推進	自転車シェアリング事業の区内全域展開 自転車安全利用意識の定着

第2章 計画の枠組みと施策体系

第1 枠組み



第2 施策体系

総合的な交通

交通安全対策

第1 自転車利用者を対象とした交通安全対策
(重点事項)

① 自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底

② 自転車保険の加入促進

③ 自転車ヘルメットの着用促進

④ 自転車点検整備の促進

⑤ 放置自転車対策の推進

第2 子どもを対象とした交通安全対策
(重点事項)

① 成長に応じた交通安全教育の実施

② 子どもを対象とした交通安全施設の整備

③ 保護者を通じた交通安全教育

第3 高齢者を対象とした交通安全対策
(重点事項)

① 安全意識の醸成

② 高齢運転者に対する安全啓発

③ 免許返納後の支援

自転車活用の推進

第1 自転車安全利用に対する取組

① 自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底 (再)

② 自転車保険の加入促進 (再)

③ 自転車ヘルメットの着用促進 (再)

③ 自転車点検整備の促進 (再)

第2 自転車シェアリング事業の推進

① 自転車シェアリング事業の推進

第3 自転車利用環境の整備

① 自転車利用環境の整備

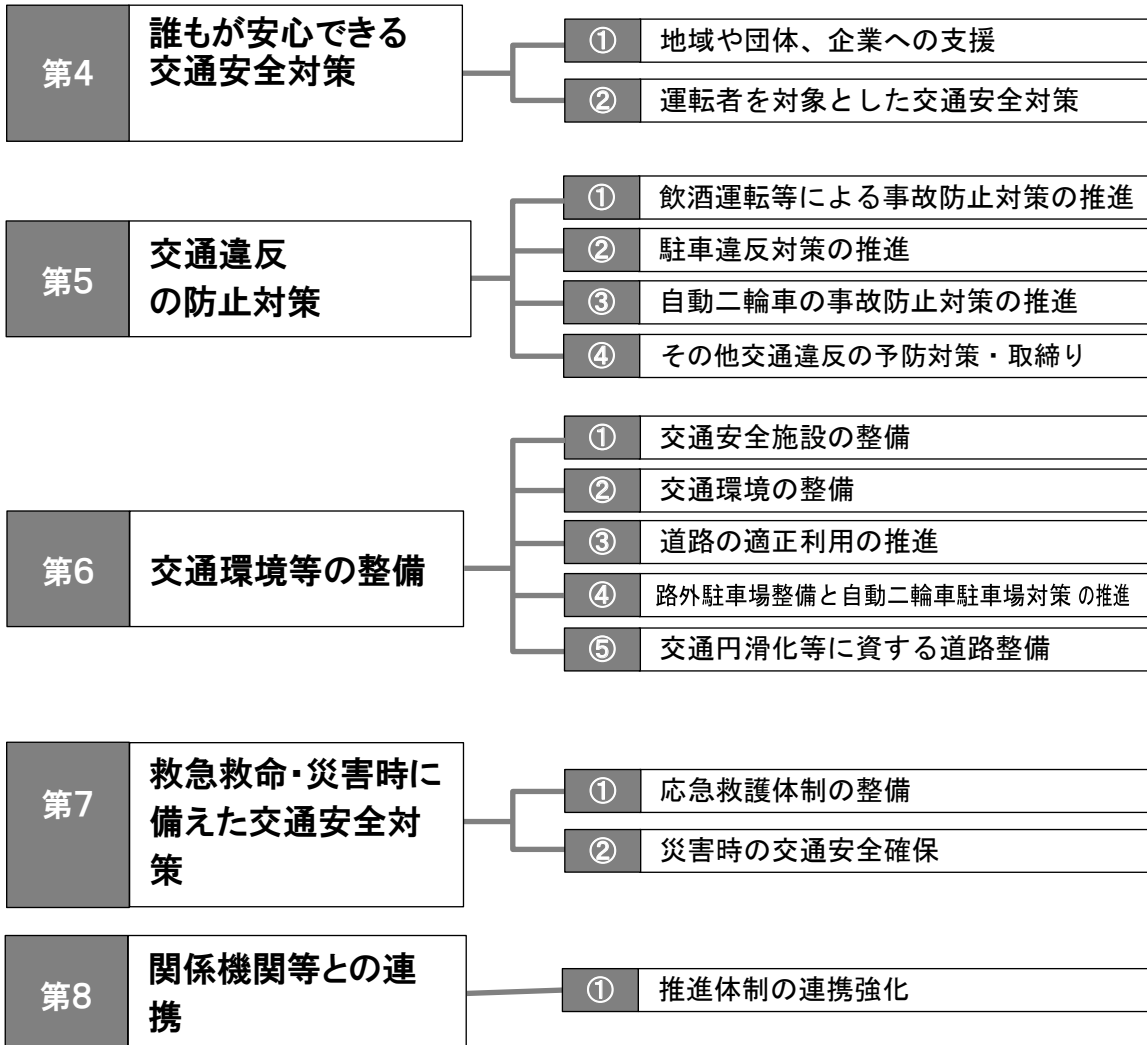
第4 健康増進・観光振興に係る取組

① 健康増進に向けた自転車の活用

② 観光振興に向けた自転車の活用

③ 自転車通勤の促進

安全対策の推進



第3部 分野別施策

第1章 交通安全対策

第1 自転車利用者を対象とした交通安全対策（重点事項）

1 基本的な考え方

自転車利用者に対し、交通ルール違反が歩行者など他の交通に与えている迷惑や危険性を知り、適正に利用することの大切さを学べる環境を整備します。さらに、コロナ禍で増加する宅配事業者への啓発や、万が一の事故に備えた自転車保険の加入、転倒時に頭部を守る自転車ヘルメットの着用の重要性が理解できるよう、取組を進めていきます。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
1-1：自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底	①自転車交通ルールの周知徹底 拡充	都市整備部、警察署
	②交通違反者に対する指導、取締りの強化 継続	警察署
	③自転車交通安全教室による啓発 継続	都市整備部、警察署
1-2：自転車保険の加入促進	①自転車保険の加入促進 拡充	都市整備部、警察署
1-3：自転車ヘルメットの着用促進	①自転車ヘルメットの着用促進 新規	都市整備部
1-4：自転車点検整備の促進	①自転車点検整備の促進 新規	都市整備部
1-5：放置自転車対策の推進	①放置自転車の撤去 継続	都市整備部
	②放置防止指導員による監視 継続	都市整備部
	③自転車駐輪場の効率的な運営 拡充	都市整備部

3 取組内容

取組 1-1：自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底

「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の内容や道路交通法の改正に伴う交通違反者への厳罰化等を周知し、交通ルールを遵守する意識を高めるとともに、適切な取締りを通じて注意を喚起します。

施策① 自転車交通ルールの周知徹底 **拡充** 都市整備部、警察署

「自転車は車の仲間」という意識の定着や交差点での一時停止と周囲の安全確認、運転中の携帯電話での通話、スマートフォン画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進の禁止などの交通ルールについて周知します。

周知に当たっては、自転車安全利用のチラシ等の配布やインターネットでの情報提供など、様々な広報メディアを活用します。特に、宅配配達員や、自転車事故の割合が高い中学生・高校生には、事業者や学校を通じ、交通ルールが理解できる冊子を配布していきます。

施策② 交通違反者に対する指導、取締りの強化 **継続** 警察署

道路交通法の自転車の違反行為に対し、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、信号無視や一時不停止など悪質・危険な違反者に対しては、交通切符等による取締りを行います。

特に、危険運転を繰り返す利用者に対し自転車運転者講習制度についても周知に努め、危険運転の繰り返しの抑制と安全運転の大切さについて「気付き」を促します。

また、ブレーキなしの自転車や整備不良の自転車などを利用している自転車利用者に対する取締りとともに停車時の施錠について啓発します。

施策③ 自転車交通安全教室による啓発 **継続** 都市整備部、警察署

自転車交通安全教室において警察官による指導や自転車安全利用ルールの周知・啓発を継続的に実施し、自転車の交通事故防止と安全運転マナーの向上に努めます。また、高齢者や障害者など、交通弱者に対する思いやりのある運転の啓発に努めます。

高齢者に対し、地域で開催する交通安全教室において、加齢による身体機能の変化をお知らせすると共に、自転車の安全利用に関する知識・技能の普及を図ります。

取組 1-2：自転車保険の加入促進

事故の加害者とならないよう、注意を喚起するとともに、万一の場合の加害者責任を果たすよう、自転車保険の加入を促します。

施策① 自転車保険の加入促進 **拡充**

都市整備部、警察署

本区では、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車利用者や自転車使用事業者等への自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。

条例の周知を図るとともに、自転車運転者が加害者となり多額の損害賠償が発生した事案等の紹介等、自転車保険への加入の大切さを周知します。

併せて、保険加入のために必要な手続等について周知します。

取組 1-3：自転車ヘルメットの着用促進

自転車利用時の転倒に備え、生命の安全を守るためヘルメットの着用を促します。

施策① 自転車ヘルメットの着用促進 **新規**

都市整備部

自転車ヘルメット着用の促進を図るため、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、ヘルメット着用を努力義務化しました。

ヘルメットの着用の大切さを広報・啓発するとともに、区民のヘルメット購入に際し補助を行い、ヘルメット着用の推進を通じた安全意識の向上を図ります。

取組 1-4：自転車点検整備の促進

整備不良による自転車事故を防止するため、点検整備を促します。

施策① 自転車点検整備の促進 **新規**

都市整備部

ブレーキが作動しない、ライトが点灯しない、タイヤの空気圧が足りない時には、自転車を安全に利用することができません。

そこで、自転車交通安全教室の際に自転車の点検を行うなど、自転車の点検整備を推進します。

取組 1-5 : 放置自転車対策の推進

通行の障害となる放置自転車を撤去し、通行の安全を確保すると共に、災害時の緊急活動及び避難行動に備えます。安全で快適な生活環境を維持・向上させるため、放置自転車の啓発及び撤去を行います。

施策① 放置自転車の撤去 **継続**

都市整備部

【放置禁止区域の見直し及び周知】

買い物等で短時間自転車を放置する状況が見られます。放置の状況に応じ、適宜、放置禁止区域の見直しを行い、撤去活動を継続して行います。また、放置禁止区域は、区ホームページや禁止区域内における掲示物等により周知します。

【撤去時間帯・撤去日の見直し】

自転車の適正利用を推進するため、放置の状況に応じて、撤去時間帯や撤去日を見直すなど、効果的に撤去活動を行います。

【地域と連携した放置自転車の根絶の取組】

地域と連携し、放置自転車が恒常的な地域を中心に警告・撤去を行い放置自転車の根絶に取り組みます。

施策② 放置防止指導員による監視 **継続**

都市整備部

【放置防止指導員の配置の見直し】

放置を抑止するため、放置状況に応じた、放置防止指導員を配置します。

【放置防止指導員の技術の向上】

自転車を放置しようとする人に対して、駐輪場への駐輪を的確に誘導できるようなコミュニケーション技術の向上に努めます。

施策③ 自転車駐輪場の効率的な運営 **拡充**

都市整備部

区立駐輪場を効率的に運営するための利用区分、料金の見直しを検討します。また、駐輪場が満車になった場合は、指定管理者により近隣の駐輪場に誘導するなど、柔軟に対応します。

第2 子どもを対象とした交通安全対策（重点事項）

1 基本的な考え方

交通事故に遭った時の痛さや怖さを知り、なぜ交通ルールを守り、そして行動に移すことが大切であることを習得するため、子どもの成長に応じた教育を実施します。また、保護者向けの交通安全教育を実施します。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
2-1：成長に応じた交通安全教育の実施	①幼児に対する交通安全啓発 拡充	都市整備部、警察署
	②小学校入学予定児に対する交通安全啓発 継続	都市整備部、警察署
	③学校（幼稚園）における交通安全教育 継続	教育委員会、警察署
2-2：子どもを対象とした交通安全施設の整備	①通学路の交通安全環境整備 継続	危機管理部、都市整備部、教育委員会、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署
	②通学路・裏通りの交通安全対策 新規	都市整備部、教育委員会、警察署、住区住民会議
	③スクールゾーンの見直し、キッズ・ゾーンの設定 新規	危機管理部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会、都第二建設事務所、警察署
2-3：保護者を通じた交通安全教育	①子どもと保護者への交通安全啓発 継続	子育て支援部、都市整備部、警察署
	②自転車利用に係る教育 新規	子育て支援部、都市整備部、教育委員会、警察署

3 取組内容

取組2-1：成長に応じた交通安全教育の実施

子どもを交通事故から守り、子ども自身が考え安全な行動がとれるよう、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域その他関係機関が一体となり交通安全教育に取り組むとともに、地域の取組に対する支援を行います。

施策① 幼児に対する交通安全啓発 **拡充** **都市整備部、警察署**

保育園、幼稚園において交通安全教室を開催し、警察官による模擬信号機を使った横断歩道横断訓練や交通安全映像の視聴を通じた交通安全啓発を行います。

家庭で子どもに対する交通安全啓発が行えるよう、交通安全教室開催時に子どもの交通安全に関するパンフレット等を配布します。

また、衾町公園児童交通施設を利用した自転車教室を開催し、安全な自転車の乗り方や交通ルールなど警察官による訓練を行います。

施策② 小学校入学予定児に対する交通安全啓発 **継続** **都市整備部、警察署**

区立小学校入学予定児説明会に併せて行われる住区住民会議主催の交通安全教室において、警察官による交通ルールの説明や模擬信号機を使った横断歩道横断訓練などの指導を行います。

家庭で子どもに対する交通安全啓発が行えるよう、交通安全教室開催時に子どもの交通安全に関するパンフレット等を配布します。

施策③ 学校（幼稚園）における交通安全教育 **継続** **教育委員会、警察署**

学校教育の一環として、区立小中学校（幼稚園）で警察官による交通安全指導を行います。

また、小学校においては、児童がグループで地域の観察・調査を行うことで危険な場所等を書き込んだ「地域安全マップ作り」を通して安全教育を行います。

中学校においては、教育委員会と各中学校が連携し、年に3校程度スケアードストレイト手法による交通安全教育及び警察官による交通安全指導を行います。

取組 2-2：子どもを対象とした交通安全施設の整備

子どもを交通事故から守り、家庭、学校（園）、地域その他関係機関が一体となり、交通安全施設の整備に取り組みます。

通学路の安全点検やスクールゾーンの見直し、キッズ・ゾーンの設定により、園児・児童・生徒等が安全に通学・園外活動等ができる環境を整備します。

施策① 通学路の交通安全環境整備 **継続**

危機管理部、都市整備部、教育委員会、東京国道事務所
都第二建設事務所、警察署

「目黒区通学路交通安全プログラム」に基づき、また、新たな安全対策の要請等に対応するため、引き続き、教育委員会、道路管理者、交通管理者（警察署）、生活安全課、学校関係者が連携し安全点検を行います。

安全点検を踏まえ、必要な交通安全対策や防犯パトロールなどの取組主体が、それぞれの役割に応じた可能な対策を実施し、安全な通行環境の確保に努めます。

施策② 通学路・裏通りの交通安全対策 **新規**

都市整備部、教育委員会、警察署、住区住民会議

安全で安心して通行できる道路環境をつくるため、小学校PTA、住区住民会議、警察と連携し通学路や裏通りの交通安全対策を行います。

通学路については、平成15年度から26年度に実施しました。平成27年度からは整備範囲を住区区域に広げ、引き続き、区域内の通学路や裏通りにおける交通安全対策を行います。

施策③ スクールゾーンの見直し、キッズ・ゾーンの設定 **新規**

危機管理部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会、
都第二建設事務所、警察署

学校の午前5時間制の導入等に伴い、スクールゾーンの交通規制時間帯について、見直しの検討を行っています。

保育園児等の園外活動時の安全性を確保するため、スクールゾーンとの関係等を踏まえた上で、キッズ・ゾーンの設定及びキッズ・ガードの配置等、安全対策について検討します。

子どもを対象とした交通安全対策を効果的に進めて行く為、保育園の周辺地域においてモデル地区を選定し、路側帯のカラー舗装やイメージ狭さくなど、具体的な整備手法について検討します。

取組2-3：保護者を通じた交通安全教育

子どもを交通事故から守り、子ども自身が考え安全な行動がとれるよう、保護者に対する交通安全啓発に取り組みます。

施策① 子どもと保護者への交通安全啓発 **継続**

子育て支援部、都市整備部、警察署

子どもの交通安全教育に、保護者も一緒に参加することにより、子どもに教える側となる保護者の意識改革にもつながります。

児童館や学童保育クラブ、地域のイベントなどにおいて、警察署との連携を強化し、子どもと保護者が一緒に交通安全を学習するための場を設けるとともに、保護者向けにインターネット等を活用した情報提供を行います。

施策② 自転車利用に係る教育 **新規**

子育て支援部、都市整備部、教育委員会、警察署

近年、増加している児童・生徒が関与する自転車事故に対応するため、小中学校（幼稚園）において、自転車の安全で適正な利用に関する教育・指導をより充実します。

また、保護者に対し、児童・生徒が自転車を利用する場合は、自転車損害賠償保険等への加入義務について周知します。

保護者を通じた交通安全教育を効果的に進めて行く為、保育園の周辺地域においてモデル地区を選定し、子どもを乗せている保護者に対し、自転車利用のルールや自転車保険及びヘルメット着用の努力義務の啓発など、自転車利用に係る教育を進めます。

第3 高齢者を対象とした交通安全対策（重点事項）

1 基本的な考え方

加齢による体力の衰え、動作の遅れ、判断力の低下など、身体機能の特徴を知り、併せて交通ルールを守ることの大切さを学ぶことが出来るよう、高齢者を対象に交通安全について啓発を行います。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
3-1：安全意識の醸成	①地域における交通安全啓発 継続	健康福祉部、都市整備部、警察署
	②高齢者に向けた啓発の充実 新規	健康福祉部、都市整備部、警察署
3-2：高齢運転者に対する安全啓発	①高齢運転者に対する運転免許返納制度等の周知 継続	警察署
	②高齢運転者の安全支援 新規	都市整備部
3-3：免許返納後の支援	①免許返納後の支援 新規	警察署

3 取組内容

取組3-1：安全意識の醸成

高齢者は、個人差はあるものの、身体能力や情報認識能力が低下する傾向にあります。高齢者自身の体調等に併せた行動と共に、交通ルールを守ることの大切さを認識し、また事故の当事者とならないための安全意識の醸成に努めます。

施策① 地域における交通安全啓発 **継続** 健康福祉部、都市整備部、警察署

地域の交通安全教室などにおいて、警察官による交通安全指導とともに、高齢者向けのパンフレットや啓発グッズの配布などにより、交通安全意識の向上に努めます。

また、夜間・薄暮れ時の交通事故防止に向け、夜間に目立ちやすい色の衣服の着用やシール式反射材の靴への貼付、自転車のスポークへの反射材の取付けなどを促す啓発を行います。

施策② 高齢者に向けた啓発の充実 **新規** 健康福祉部、都市整備部、警察署

全ての高齢者に対し、地域で行う交通安全啓発等の対策を行います。

地域の関係団体等に所属していない高齢者に向けた交通安全啓発として、医療機関や福祉施設のイベント等と連携しパンフレット等を配布するなど、啓発機会の拡大について検討します。

取組3-2：高齢運転者に対する安全啓発

高齢運転者に対し、認知機能の低下による自動車運転の危険性について周知するとともに、自身の健康状態に応じた免許の自主返納や、安全運転支援装置の設置等を促します。

施策① 高齢運転者に対する運転免許返納制度等の周知 **継続** 警察署

運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方が運転免許証を返納した場合、申請に基づき運転経歴証明書^{※1}を発行します。

運転免許返納制度の周知とともに、運転免許の取得や更新が可能かどうかの相談に応じる運転適性相談窓口^{※2}の周知に努めます。

※1 運転免許を自主返納した日から5年以内の方の申し出により、運転経歴証明書を発行します。運転経歴証明書は、身分証明書として利用できます。

※2 府中運転免許試験場、鮫洲運転免許試験場、江東運転免許試験場、運転免許本部。

施策② 高齢運転者の安全支援 新規**都市整備部**

高齢者の自動車運転を支援するため、東京都が実施する高齢者安全運転支援装置設置促進事業や「AI付ドライブレコーダーモニタリング※」事業に関する情報提供に努めます。

※運転データを収集し、運転データに含まれる危険な運転行動を危険検知 AI が分析してドライバーと家族にレポートする機器。

取組 3-3 : 免許返納後の支援

免許を返納した高齢者が、日常生活において様々な特典が受けることが出来るよう、支援を行います。

施策① 免許返納後の支援 新規**警察署**

運転免許を返納した方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。身分証明書として利用できるほか、「運転経歴証明書」を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店や美術館など様々な特典を受けることができます。

また、移動手段として利用できる、電動アシスト自転車の購入割引等など、免許返納による特典について周知します。

第4 誰もが安心できる交通安全対策

1 基本的な考え方

交通事故の更なる減少を目指して、生涯を通じた交通安全教育体制を整備し、地域、職場などそれぞれの交通安全教育とともに、交通安全に関する知識及び運転技能を習得できるよう参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
4-1：地域や団体、企業への支援	①地域における交通安全意識の普及啓発 継続	都市整備部、警察署
	②地域ぐるみの交通安全運動等の推進 継続	都市整備部、交通安全協議会
	③外国人に対する交通安全啓発 拡充	都市整備部、警察署
	④障害者に関する交通安全啓発 拡充	健康福祉部、都市整備部、警察署
	⑤企業における安全対策 継続	警察署
4-2：運転者を対象とした交通安全対策	①自動車運転者への教育の充実 継続	警察署
	②自動二輪車の安全運転技術向上等の指導 継続	警察署
	③事故再発防止に向けた交通情報の周知 継続	都市整備部、警察署

3 取組内容

取組4-1：地域や団体、企業への支援

地域や職場における交通安全への意識の醸成を図るため、地域の組織を通じた区民への啓発や企業を通じた従業員への啓発を行います。

特に、物流事業者、公共交通事業者など、運転者を雇用する企業については、運行管理、労働条件等の制度を含め、安全教育の充実を求めています。

施策① 地域における交通安全意識の普及啓発 **継続** 都市整備部、警察署

地域における交通安全行事などの取組を支援していきます。交通安全意識の普及啓発を行うとともに、地域を対象とした運転者講習会を積極的に開催するなど、交通関係団体と連携しながら、効果的な交通安全教育を推進します。

なお、講習会等においては、感染症流行時の対応として、感染防止対策を講じるなど参加者の安全を図ります。

施策② 地域ぐるみの交通安全運動等の推進 **継続** 都市整備部、交通安全協議会

【全国交通安全運動での取組】

春と秋の全国交通安全運動は、区民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透に向けて、交通ルールとマナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施しています。

行政機関、地域住民、事業所、交通事業者等が一体となって、多くの区民の参加のもとに行うとともに、その活動を把握して交通安全対策に反映させます。

【交通安全日の実施】

毎月10日（土日祝日の場合、直前の平日）を「交通安全日」として定め、道路パトロールによる交通安全施設点検や、夕暮れ時における車両の早めの前照灯点灯など、地域、職場、学校、家庭ぐるみで安全活動に取り組むなど、交通安全意識の向上に努めます。

施策③ 外国人に対する交通安全啓発 **拡充** 都市整備部、警察署

外国人に対する交通安全啓発を行うため、外国語による交通安全パンフレットの作成・配布や区ホームページの活用により交通ルールの周知に努めます。

また、国際交流協会と連携し、外国人が集まるイベント開催時に交通ルールについて周知します。

施策④ 障害者に関する交通安全啓発 **拡充** 健康福祉部、都市整備部、警察署

【障害者における交通安全啓発】

障害者や障害者団体等に対し、障害者が関与する交通事故の事例などの情報を提供し、交通安全意識の向上に努めます。

障害者に対して啓発が行き届くよう、関係団体等と連携し、情報提供や啓発を行います。

【障害特性に応じた情報提供】

情報提供に際しては、音声読み上げQRコード（ユニボイス）の印字や、「ひらがな」によるルビ振りなどの啓発パンフレットを作成します。

【障害者施設等周辺の交通安全喚起】

施設周辺では、施設利用者に配慮した安全対策を講じていきます。

【心のバリアフリーの推進】

視覚障害者誘導用ブロックへの駐輪や、障害を持たない人が障害者用駐車スペースに駐車するなどのマナー違反が生じています。障害者に配慮した適切な施設利用について啓発を行うなど、心のバリアフリーを推進します。

施策⑤ 企業における安全対策 **継続** 警察署

【安全運転管理者等の連携強化】

コロナ禍で増加している宅配事業者に対する交通安全啓発はじめ、企業における安全運転管理者制度*が充分強化されるよう、法定講習会のほか、地域安全運転管理者部会、連絡協議会を開催し、地域安全運転管理者部会相互の連携を密にすることで、交通事故防止対策を推進します。

また、地域安全運転管理者部会の自主的な講習会及び研修会の開催を促すとともに、安全運転管理者の資質と管理技能の向上、相互の連携強化に努めます。

※一定台数以上の自家用自動車を使用する事業所等において、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を選任させ、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図るための制度です。

【安全運転管理者未選任事業所の一掃】

安全運転管理者未選任事業所の一掃対策を推進し、制度を徹底します。

安全運転管理者を選任するに至らない事業所については、無事故強調運動に積極的に参加させるなど、事業所における安全運転管理体制の充実を促します。

取組4-2：運転者を対象とした交通安全対策

車両による交通事故は歩行者等の身体に大きな損傷を与えます。自動車による事故は減少しつつありますが、交通安全意識の啓発は今後も重要となっています。自動車運転者に対して事故の危険性を意識し、注意深く運転するための心構えを促す交通安全教育を推進します。

また、加齢に伴う身体機能の変化などを自覚し、常に自身の運転技術や情報認識能力を理解することやゆとりのある運転を心掛けるよう啓発を行います。

施策① 自動車運転者への教育の充実 **継続** **警察署**

交通事故の特徴や道路交通法改正による違反行為の罰則強化等の動向を踏まえた上で、教育方法・内容等の見直しを行い、運転実務に必要な知識と判断力を修得できるよう、運転者教育の充実に努めます。

特に、若年運転者や高齢運転者に対して、運転シミュレーション体験や実技を伴う運転講習会など、実践的体験的な交通安全教育の推進を検討します。

また、高齢者や障害者などの交通弱者に対する思いやりのある運転行動の育成に努めます。

施策② 自動二輪車の安全運転技術向上等の指導 **継続** **警察署**

自動二輪車運転実技講習会や自動二輪車を業務に使用している事業者を対象とした講習会の実施など安全運転技術の向上やヘルメットの正しい装着など被害を軽減するための指導、啓発を行います。

また、幹線道路において二輪ストップ作戦を実施し、運転者への指導・啓発を行います。

施策③ 事故再発防止に向けた交通情報の周知 **継続** **都市整備部、警察署**

警視庁では、ホームページにおいて事故発生箇所図を公開し、事故における交通手段や当事者の年齢階層、負傷・死傷など状況について情報を提供しています。

区民が事故状況を把握できるよう、また、通学路の安全点検等に活用できるよう警視庁ホームページで周知します。

第5 交通違反の防止対策

1 基本的な考え方

交通事故から区民の生命を守るためには、事故につながる交通違反をなくす必要があります。このため、違反者に対する取締りを行うとともに、地域特性や交通状況にあった交通規制の見直し、予防対策を推進します。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
5-1：飲酒運転等による事故防止対策の推進	①飲酒、危険ドラッグ服用運転の取締り 継続	警察署
	②飲酒、危険ドラッグ服用運転防止の啓発 継続	警察署
5-2：駐車違反対策の推進	①違法駐車 of 取締り 継続	警察署
	②地域の実態に応じた駐車規制等の推進 継続	警察署
	③自動車保管場所確保の徹底 継続	警察署
	④大規模建築物周辺の違法駐車 of 抑制 継続	都市整備部
5-3：自動二輪車の事故防止対策の推進	②自動二輪車運転者への危険運転取締り 継続	警察署
5-4：その他交通違反の予防対策・取締り	①シートベルト未着用の指導取締りと着用啓発 継続	警察署
	②暴走行為 of 取締り 継続	警察署
	③貨物自動車の過積載防止対策 継続	警察署
	④整備不良車両 of 取締り 継続	警察署
	⑤あおり運転など違法行為に関する周知・啓発 新規	警察署

3 取組内容

取組5-1：飲酒運転等による事故防止対策の推進

重大事故につながる飲酒運転や危険ドラッグ服用の危険運転の取締りを強化するとともに、予防対策を推進します。

施策① 飲酒、危険ドラッグ服用運転の取締り	継続	警察署
------------------------------	-----------	------------

飲酒運転、危険ドラッグ服用の危険運転に対し、自動車だけでなく、自動二輪車、原動機付自転車、自転車も含め取締りを行います。

施策② 飲酒、危険ドラッグ服用運転防止の啓発	継続	警察署
-------------------------------	-----------	------------

飲酒運転や危険ドラッグ服用に起因する交通事故では運転者のほか、車両等の提供者や酒類提供者等も罪に問われます。

飲酒運転、危険ドラッグ服用時の運転等の危険性や罰則について積極的に周知し、危険運転の防止に努めます。

取組5-2：駐車違反对策の推進

違法駐車は円滑な通行に支障をきたすだけでなく、駐車車両の回避行動や隙間からの飛び出しなど、交通事故を誘発するおそれがあるため、防止対策を継続的に行います。

施策① 違法駐車取締り	継続	警察署
--------------------	-----------	------------

平成27年1月に施行された「取締り活動ガイドライン」に沿って、駐車監視員制度を活用した取締りを推進し良好な交通環境の維持に努めます。

■警視庁「取締り活動ガイドライン」

- ・各所轄署により駐車監視員の活動方針を定めたものであり、重点的に取締りを行う場所、時間帯等が定められています。

【最重点路線／重点路線】

区内では、玉川通り、駒沢通り、環七通りなどの幹線道路が最重点路線に指定され、区内の補助幹線道路を中心に重点路線が指定されています。

【最重点地域／重点地域】

最重点路線の沿線に加え、中目黒駅周辺ほか4か所が最重点地域に指定され、重点路線の沿線を中心に重点地域が指定されています。

■駐車監視員

- ・放置車両の確認事務の業務を委託された、民間法人の従業員のことで、違法駐車取締りの一部を担っています。

施策② 地域の実態に応じた駐車規制等の推進 **継続** **警察署**

地域住民等の意見・要望等を勘案し、地域の実態に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。

また、バス専用レーン時間帯の周知や駐車違反等車両の取締りを行い円滑な通行確保に努めます。

施策③ 自動車保管場所確保の徹底 **継続** **警察署**

車庫代わりに道路上に駐車する恒常的な違反車両に対する取締りを強化します。

施策④ 大規模建築物周辺の違法駐車抑制 **継続** **都市整備部**

「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づき、大規模建築物の建築に際し駐車場等の付置義務を課しており、引き続き違法駐車抑制に努めます。

また、条例制定から10年が経過し、駐車需要への変化もみられることから、実態に即した規制となるよう、付置台数基準の見直し等について検討します。

取組5-3：自動二輪車の事故防止対策の推進

自動二輪車運転者に対する安全運転指導や危険運転の取締りを、事故多発地点において重点的に実施します。

施策① 自動二輪車運転者への危険運転取締り **継続** **警察署**

白バイ隊員による講習会などを継続すると共に、自動二輪車の重大事故が多発している路線を中心に速度違反、割り込み、車両すり抜け等の危険運転者の取締りを行い、事故防止に努めます。

取組5-4：その他交通違反の予防対策・取締り

シートベルト未着用、暴走行為、過積載などの危険で交通秩序を乱す行為に対して、取締りの強化や予防啓発を行い、交通事故防止に努めます。

施策① シートベルト未着用の指導取締りと着用啓発 **継続** **警察署**

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の徹底に向けて、指導取締りと着用についての周知啓発活動に努めます。

施策② 暴走行為の取締り **継続** **警察署**

暴走行為に対し徹底した取締りを実施するとともに、関係機関や学校との連携により暴走行為の予防対策を行います。

施策③ 貨物自動車の過積載防止対策 **継続** **警察署**

積載物重量制限違反は、交通公害（騒音、振動及び排気ガスなど）の要因となるほか、重大交通事故に発展する危険性が大きいことから、指導取締りを実施します。

また、予防対策として輸送事業者に対する啓発や必要に応じた指導を行います。

施策④ 整備不良車両の取締り **継続** **警察署**

保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上での競走行為等、危険・迷惑な行為について関係機関と連携し、指導・取締りを行います。

施策⑤ あおり運転など違法行為に関する周知・啓発 **新規** **警察署**

【運転中のスマホ等の利用に関する周知・啓発】

令和元年の道路交通法の改正（令和2年施行）により罰則が強化された運転中のスマホ等の利用について、周知を進めるとともに、違反を起こさないよう啓発します。

【あおり運転に関する周知・啓発】

令和2年の道路交通法の改正（令和2年施行）により違反行為として罰則・行政処分が創設されたあおり運転について、周知を進めるとともに、違反を起こさないよう啓発します。

【キックスケーターなど遊具使用の危険性に関する周知・啓発】

キックスケーターやスケートボード等の遊具は、交通量の多い道路での使用は禁止されています。道路上における遊具使用の危険性について周知するとともに、使用抑制に向けて啓発します。

第6 交通環境等の整備

1 基本的な考え方

安全で安心して通行できる道路環境とするため、幹線道路等での歩道・自転走行空間の整備や生活道路での施設整備などを推進します。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
6-1: 交通安全施設の整備	①交通安全施設の整備と機能保全 継続	都市整備部、東京 国道事務所、都第 二建設事務所
	②歩道の有効幅員確保 継続	都市整備部、東京 国道事務所、都第 二建設事務所
	③信号制御による交差点の安全対策 継続	警察署
	④道路標識・路面標示の整備 継続	都市整備部、東京 国道事務所、都第 二建設事務所、 警察署
	⑤舗装・側溝の維持修繕 継続	都市整備部
6-2: 交通環境の整備	①ゾーン30による面的な交通規制の 推進 継続	都市整備部、都第 二建設事務所、警 察署
	②あんしん歩行エリア整備事業の推進 継続	都市整備部、都第 二建設事務所、警 察署
	③生活道路への通過交通の抑制対策 (抜け道対策) 継続	警察署
	④歩行者空間のバリアフリー化 継続	都市整備部、都第 二建設事務所
	⑤地域交通の支援 新規	都市整備部

6-3: 道路の適正利用の推進	①道路上工事の調整 継続	都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所
	②合同パトロールの実施 新規	都市整備部、警察署、商店会等
	③道路の不正使用の根絶 継続	都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署
	④荷さばき時、タクシー乗降時等の駐停車対策の推進 継続	都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署
6-4: 路外駐車場整備と自動二輪車駐車場対策の推進	①短時間駐車需要への対応 新規	警察署
	②自動二輪車駐車場整備の促進 継続	都市整備部
	③駐車場情報の提供による利用誘導 継続	都市整備部
6-5: 交通円滑化等に資する道路整備	①都市計画道路の早期整備 拡充	都市整備部、都第二建設事務所、都第一市街地整備事務所
	②交通管理者による交通円滑化対策 継続	警察署

3 取組内容

取組6-1：交通安全施設の整備

交通事故の発生を抑制するためには、道路標識、街路灯、防護柵などの交通安全施設や歩道、信号機などの整備が必要です。

これらの交通安全施設等の整備は、新たな整備と、機能保全に向けた点検、修繕を行いながら、事故を未然に防ぐ取組を推進します。

施策① 交通安全施設の整備と機能保全 **継続**

都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所※

※品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区を所管。

幹線道路、生活道路の道路種別や各交通手段の交通量などを勘案しながら、現場の状況に合わせた適切な整備を推進します。

- ①区画線の塗り替え
- ②滑り止め舗装の整備
- ③道路照明の整備・LED化
- ④案内標識の整備
- ⑤交通規制の検討
- ⑥交差点のカラー舗装の整備
- ⑦防護柵等（ガードレール、パイプ柵・フェンス柵、防護柱等）の整備
- ⑧カーブミラーの保全
- ⑨視覚障害者用誘導用ブロックの保全
- ⑩視線誘導標の保全
- ⑪道路標識の高輝度化、内照式大型標識の整備

施策② 歩道の有効幅員確保 **継続**

都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所

全ての区民が安全で快適に通行できるよう、電線類の地中化などにより歩道の有効幅員を広く確保します。

なお、整備に当たっては「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「目黒区立施設福祉環境整備要綱」等に基づき、バリアフリー化された歩行空間の確保を前提とします。

施策③ 信号制御による交差点の安全対策**継続****警察署**

歩行者及び車両の安全を確保するため、交通事故が発生する危険性の高い場所や交通の円滑化の必要がある場所について、以下のことに配慮し、信号機の改善を検討します。

- ①高齢者等感応制御化
- ②視覚障害者用付加装置
- ③LED式信号機
- ④ゆとりシグナル（経過時間表示機能等のついた信号機）
- ⑤歩行者用灯器

また、交通事故の発生又はその危険性の高い地点の信号機について、交通状況に応じた右折矢印信号や右直分離信号の設置など、信号機の改良（多現示化）や歩車分離型の信号交差点（スクランブル交差点）などへの改良も含めて検討します。

施策④ 道路標識・路面標示の整備**継続****都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署**

道路環境や交通実態に応じた、見やすく、分かりやすい道路標識や路面表示となるよう、見直し・改善に努めます。

施策⑤ 舗装・側溝の維持修繕**継続****都市整備部**

道路の安全で円滑、快適な通行を確保するため、定期的な点検を行い、路面の凹凸や段差、舗装のはがれ等に対し適切な修繕を行います。

取組 6-2 : 交通環境の整備

歩行者が安心して移動できる道路環境となるよう、自動車の速度抑制等の交通規制を図るほか、路面標示などの整備により、運転者に注意喚起します。

誰もが道路を安全・快適に利用し、充実した生活を送れるよう、道路施設のバリアフリー化や移動手段の確保などに取り組みます。

施策① ゾーン30による面的な交通規制の推進 **継続**

都市整備部、都第二建設事務所、警察署

生活道路の交錯する住宅地などでの走行速度の抑制、通過交通の抑制及び排除が必要とされるエリアでは、幹線道路に囲まれた住宅街などを対象に、時速30kmの速度規制を行うゾーン30の指定を進め、標識や路面表示の整備を行います。

指定区域や規制内容を周知し、エリア内で安全運転するよう注意喚起します。

施策② あんしん歩行エリア整備事業の推進 **継続**

都市整備部、都第二建設事務所、警察署

事業計画に基づき、エリア標識の設置、路側帯の拡幅やカラー化、歩道改良、イメージ狭さく、横断歩道改良、交差点のカラー舗装化、自発光点滅表示などの交通安全対策を推進します。

整備に当たっては、歩道幅員の状況や保育園の立地等を踏まえ、計画を適宜見直し、効率的かつ効果的な整備を行います。

施策③ 生活道路への通過交通の抑制対策（抜け道対策） **継続**

継続

警察署

幹線道路等の交通渋滞を避けた通過車両が、生活道路などの狭い道路に集中し、子どもの通学等に危険を及ぼしています。通過車両を抑制するため、通行禁止規制や一方通行規制を行うなどの対策を行います。

施策④ 歩行者空間のバリアフリー化 **継続**

継続

都市整備部、都第二建設事務所

「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」に基づき、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全で円滑に移動ができるよう、歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

施策⑤ 地域交通の支援 **新規**

新規

都市整備部

高齢者等を中心として、移動に不便を感じる方の増加が見込まれる中で、安全で利便性の高い移動手段を確保するため、地域交通の導入に向けた地域の活動に対し、「目黒区地域交通の支援方針」に基づき支援します。

取組6-3：道路の適正利用の推進

歩道や車道などに違法に放置された看板等は通行の障害となります。通行空間が狭まり、歩行者や自転車の接触誘発や車両通行に際しての視認性悪化を招くおそれがあるため、道路管理者と警察署が連携して指導取締りを行います。

また、タクシーの客待ちなどの不適切な駐停車により、事故を誘発するおそれがあることから、駐停車対策に取り組みます。

施策① 道路上工事の調整 **継続**

都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所

道路を占有する工事の許可に当たっては、道路交通の安全確保など、工事期間、工事の時間帯、工事範囲、工事の保安対策等について適切な指導を行います。

道路の掘削を伴う工事については、近隣工事間の調整を十分行うとともに、交通事故を防止するための安全対策を徹底するよう指導を強化します。

施策② 合同パトロールの実施 **新規**

都市整備部、警察署、商店会等

商品や看板などの道路へのせり出しや放置を是正するため、警察や商店会等と合同でパトロールを実施します。パトロールにおいて啓発パンフレットの配布や現地指導、放置自転車への警告などを通じ、道路の適正利用について啓発を行います。

施策③ 道路の不正使用の根絶 **継続**

都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署

道路上の放置自転車、違反看板やカラーコーンに貼付した違反屋外広告物などは、視覚障害者の方の歩行をはじめ、救急車など緊急車両の通行の妨げとなります。

道路上の違反看板などにより、通行者への安全確保や都市の景観を損ねることがないように、道路管理者と警察署とが連携して道路上における不正使用物件の是正・指導を行います。あわせて、道路パトロールの強化、広報等での啓発活動を行います。

施策④ 荷さばき時、タクシー乗降時等の駐停車対策の推進 **継続**

都市整備部、東京国道事務所、都第二建設事務所、警察署

区内で営業する物流事業者やタクシー事業者、これらが加盟する各協会等と連携・調整しながら、不適切な駐車防止、違法駐車などの指導・取締りを行います。

駅前や商店街など、一時停車スペースの確保が困難な区域については、まちづくりの中での荷さばきスペースやタクシー乗降スペースなどの整備について検討します。

取組6-4：路外駐車場整備と自動二輪車駐車場対策の推進

自動車、自動二輪車の違法駐車に対し、パーキング・メーターや駐車場の整備を促進するとともに、駐車場の利用を促すことで、円滑な通行環境の確保と交通事故防止に努めます。

施策① 短時間駐車需要への対応 **新規** **警察署**

コンビニエンスストア利用など、短時間の駐車需要に対応するため、パーキング・メーターの活用等について検討します。

施策② 自動二輪車駐車場整備の促進 **継続** **都市整備部**

需要に沿った自動二輪車の駐車スペースの確保のため、駐車場付置義務基準の見直しや駐車場整備基金の活用など、民営駐車場等の整備を促進します。

また、既存の区内自転車駐輪場での自動二輪車駐車スペースの確保について検討します。

施策③ 駐車場情報の提供による利用誘導 **継続** **都市整備部**

東京都道路整備保全公社が作成する駐車場マップ等を活用し、自動二輪車駐車場の位置や利用方法などの情報提供に努めます。

また、区有施設の利用者が周辺に違法駐車をしないよう、施設利用者に周知します。

取組6-5：交通円滑化等に資する道路整備

幹線道路としての機能を有する都市計画道路の整備を推進し、通学路や裏通りなどの生活道路を抜け道に利用する交通を排除します。

整備には一定の時間を必要とすることから、都市計画道路の整備状況や現在の交通状況を勘案しながら、必要な交通円滑化対策の実施に努めます。

施策① 都市計画道路の早期整備 **拡充**

都市整備部、都第二建設事務所、都第一市街地整備事務所

交通渋滞や生活道路へ通過交通が流入しないよう、都市計画道路を整備します。

山手通り事業区間（上目黒～青葉台及び下目黒～西五反田）、補助26号線事業区間（駒沢通り～目黒通り）について、早期完成に向けて整備を推進します。

また、補助46号線事業区間（補助26号線～円融寺通り）について、災害時の安全な避難路確保や各種活動の円滑化、市街地不燃化促進を図るため、早期完成に向けて整備を推進します。

補助127号線（自由が丘駅前広場～補助46号線）の事業区間について、自由が丘駅周辺地区における各地区のまちづくり活動を支援し、都市計画道路整備と一体的な沿道周辺のまちづくりを推進します。

施策② 交通管理者による交通円滑化対策 **継続**

警察署

幹線道路等の交通安全と円滑通行を確保するため、必要に応じ交通規制の見直しや信号調整等による交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に検討します。

第7 救急救命・災害時に備えた交通安全対策

1 基本的な考え方

事故を未然に防ぐ一方、事故が発生した場合には警察への通報など速やかに初期対応を行うことが重要です。救命救急においては、救急相談センターの活用を図ることで、救急車の適正な利用も重要になります。また、救急車が到着するまでの間、救急現場に居合わせた人が最低限の応急手当が有効となるため、知識と技術の普及に努めます。

一方、大規模災害発生時には、交通機能が麻痺することから、緊急車両が通行できる空間を確保し、災害調査や復旧が、迅速に対応できるよう体制を整備します。また、災害に強いインフラ整備として道路橋梁の耐震化等を推進します。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
7-1：応急救護体制の整備	①救急車の適正利用の促進 継続	消防署
	②応急救護知識・技術の普及 継続	消防署
7-2：災害時の交通安全確保	①橋梁等の耐震化の促進 継続	都市整備部、都第二建設事務所
	②無電柱化の推進 拡充	都市整備部、都第二建設事務所
	③大震災発生時の交通規制等の周知 継続	警察署
	④災害発生時の道路啓開体制の整備 継続	都市整備部
	⑤大規模災害発生時の対策 継続	危機管理部
	⑥信号機の滅灯対策 新規	警察署

3 取組内容

取組 7-1：応急救護体制の整備

真に救急搬送が必要な時に救急車が稼働できるよう環境を整えるとともに、一人でも多くの命が救えるよう、消防署、消防団や関係機関と連携し、応急手当の知識と技術の普及に努めます。

施策① 救急車の適正利用の促進

継続

消防署

【救急相談センターの周知】

依然として救急搬送された方の半数以上が、入院を要さない状況であることから、病院へ行くべきか、救急車を呼ぶべきか迷った場合には、東京消防庁救急相談センター（#7119）を活用するよう区民への周知と利用普及を図り、救急車の適正利用を促します。

施策② 応急救護知識・技術の普及

継続

消防署

交通事故等での救命率を向上させるためには、救急車が到着するまでの間、事故現場に居合わせた人による応急手当が必要です。

AEDを活用した救命講習の受講促進など、応急救護知識技術の普及活動を推進します。

また、地域で開催する防火防災訓練などでは、消防署や消防団による応急救護訓練を取り入れるよう訓練主催者に助言し、知識と技術の普及に努めます。

なお、訓練講習等においては、感染症流行時の対応として、適正な対策を講じ実施します。

取組 7-2 : 災害時の交通安全確保

大規模地震が発生した場合に備え、緊急車両が通行できる空間の確保や早期復旧のための生活を支える道路の確保が必要です。災害に強いインフラ整備として、道路橋梁の耐震化を進めるなど、災害に強い交通環境を整備します。

施策① 橋梁等の耐震化の促進 **継続** 都市整備部、都第二建設事務所

大規模地震発生時、道路橋及び跨線橋の損傷を最小限にするため、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、耐震性を高めていきます。

施策② 無電柱化の推進 **拡充** 都市整備部、都第二建設事務所

電柱の倒壊により交通が遮断しないよう、無電柱化に取り組みます。

無電柱化に当たっては、国の補助金、東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」及び「東京都チャレンジ支援事業制度」を活用し、コスト縮減や工期短縮を図りながら、無電柱化を推進していきます。

目黒区無電柱化推進計画を改定し、優先的な整備路線を定め、効果的に無電柱化を推進します。

施策③ 大震災発生時の交通規制等の周知 **継続** 警察署

都内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、災害被害の軽減や緊急車両の通行路確保のため、環状 7 号線内側への一般車両の流入を規制します。また、震度 6 強の場合は、必要に応じて環状 7 号線内側への交通規制を実施します。

災害時の交通規制について、パンフレットの配布や区ホームページ等の広報媒体により周知し、また、防災訓練の機会を活かした地域住民等への知識普及を図り、各車両運転者の冷静で適切な行動と規制協力を促します。

施策④ 災害発生時の道路啓開体制の整備 **継続** 都市整備部

大規模地震や大型台風など異常気象発生時、倒木や建築物の落下により道路が塞がれてしまった場合、緊急車両の通行や避難者の通行の妨げになります。

このため、地域防災計画に基づき、災対行動マニュアルを整備し、災害発生時の道路啓開体制を定め、迅速に対応できる体制を確保します。

また、災対行動マニュアルについては、新たな災害対応等の知見に基づき適宜見直し、緊急時において円滑な道路啓開活動が図れるよう、防災訓練等を通じ、職員への習熟を図ります。

施策⑤ 大規模災害発生時の対策**継続****危機管理部**

交通機関が止まった場合、駅周辺に多くの帰宅困難者が滞留し周辺交通の混乱が想定されます。また、事業者従業員等が発災直後に一斉に車両で帰宅しようとするにより、道路渋滞が発生し、緊急車両の通行や災害対策車両の通行を阻害することが想定されます。

帰宅のための車両使用の自粛について、区内事業者に向けた区ホームページや区の防災訓練などの機会を捉え、周知・啓発を行います。

施策⑥ 信号機の滅灯対策**新規****警察署**

災害時、停電による信号機の滅灯は、交通の混乱を生じます。

滅灯対策として、信号機へのバッテリーの設置や、発電機を接続する信号機を選定してきました。

バッテリーについては停電時に正常に稼働するよう定期的な点検を行い、発電機の接続についてはその取扱いについて定期的な訓練を進めます。

第8 関係機関等との連携

1 基本的な考え方

交通安全に関する各取り組みは、区民をはじめ関係団体、関係機関との連携が大切です。

第10次目黒区交通安全計画の目標達成に向けて推進体制の強化を図ります。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
8-1：推進体制の連携強化	①交通安全協議会組織の連携強化 拡充	都市整備部
	②地域における交通安全推進体制の支援 継続	都市整備部

3 取組内容

取組8-1：推進体制の連携強化

各施策の取組に際し、区民、地域団体、交通事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことが必要です。

施策① 交通安全協議会組織の連携強化 **拡充 都市整備部**

目黒区交通安全協議会は、関係行政機関、区内関係団体代表者等で構成されています。交通事故の発生状況や自転車活用の変化など交通情勢の変化等を踏まえ、各機関、各団体の取組とともに、相互の連携体制を強化します。

施策② 地域における交通安全推進体制の支援 **継続 都市整備部**

地域における交通安全の推進に当たっては、住区住民会議、町会・自治会、PTA、商店会等の各団体が交通安全意識を高め、自主的、効果的に活動を行うことが大切です。

このため、各団体が行う交通安全事業に対して、効果的な活動が展開されるよう啓発資材の提供と支援をより一層推進します。

また、交通安全への積極的な参加や、自主的な活動を行うなど規範となるべき功労のあった個人・団体等を引き続き顕彰し、広く周知することで、地域における継続的な交通安全活動の支援を行います。

第2章 自転車活用の推進

第1 自転車安全利用に対する取組

1 基本的な考え方

自転車利用者に対し、交通ルール違反が歩行者など他の交通に与えている迷惑や危険性を知り、適正に利用することの大切さを学べる環境を整備します。さらに、コロナ禍で増加する宅配事業者への啓発や、万が一の事故に備えた自転車保険の加入、転倒時に頭部を守る自転車ヘルメットの着用の重要性が理解できるよう、取組を進めていきます。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
1-1：自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底（再掲）	①自転車交通ルールの周知徹底 拡充	都市整備部、警察署
	②交通違反者に対する指導、取締りの強化 継続	警察署
	③自転車交通安全教室による啓発 継続	都市整備部、警察署
1-2：自転車保険の加入促進（再掲）	①自転車保険の加入促進 拡充	都市整備部、警察署
1-3：自転車ヘルメットの着用促進（再掲）	①自転車ヘルメットの着用促進 新規	都市整備部
1-4：自転車点検整備の促進（再掲）	①自転車点検整備の促進 新規	都市整備部

3 取組内容

取組1-1：自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底（再掲）

「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の内容や道路交通法の改正に伴う交通違反者への厳罰化等を周知し、交通ルールを遵守する意識を高めるとともに、適切な取締りを通じて注意を喚起します。

施策① 自転車交通ルールの周知徹底 **拡充** 都市整備部、警察署

「自転車は車の仲間」という意識の定着や交差点での一時停止と周囲の安全確認、運転中の携帯電話での通話、スマートフォン画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の禁止について、交通ルールについて周知します。

周知に当たっては、自転車安全利用のチラシ等の配布やインターネットでの情報提供など、様々な広報メディアを活用します。宅配配達員や、自転車事故の割合が高い中学生・高校生には、事業者や学校を通じ、交通ルールが理解できる冊子を配布していきます。

施策② 交通違反者に対する指導、取締りの強化 **継続** 警察署

道路交通法の自転車の違反行為に対し、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、信号無視や一時不停止など悪質・危険な違反者に対しては、交通切符等による取締りを行います。

特に、危険運転を繰り返す利用者に対し自転車運転者講習制度についても周知に努め、危険運転の繰り返しの抑制と安全運転の大切さについて「気付き」を促します。

また、ブレーキなしの自転車や整備不良の自転車などを利用している自転車利用者に対する取締りを強化するとともに停車時の施錠について啓発します。

施策③ 自転車交通安全教室による啓発 **継続** 都市整備部、警察署

自転車交通安全教室において警察官による指導や自転車安全利用ルールの周知・啓発を継続的に実施し、自転車の交通事故防止と安全運転マナーの向上に努めます。また、高齢者や障害者など、交通弱者に対する思いやりのある運転の啓発に努めます。

高齢者に対し地域で開催する交通安全教室において、加齢による身体機能の変化を自覚して頂くと共に、自転車の安全利用に関する知識・技能の普及を図ります。

取組 1 - 2 : 自転車保険の加入促進 (再掲)

事故の加害者とならないよう、注意を喚起するとともに、万一の場合の加害者責任を果たすよう、自転車保険の加入を促します。

施策① 自転車保険の加入促進 **拡充**

都市整備部、警察署

本区では、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車利用者や自転車使用事業者等への自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。

条例の周知を図るとともに、自転車運転者が加害者となり多額の損害賠償が発生した事案等の紹介等、自転車保険への加入の大切さを周知します。

併せて、保険加入のために必要な手続等について周知します。

取組 1 - 3 : 自転車ヘルメットの着用促進 (再掲)

自転車利用時の転倒に備え、生命の安全を守るためヘルメットの着用を促します。

施策① 自転車ヘルメットの着用促進 **新規**

都市整備部

自転車ヘルメット着用の促進を図るため、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、ヘルメット着用を努力義務化しました。

ヘルメットの着用の大切さを広報・啓発するとともに、区民のヘルメット購入に際し補助を行い、ヘルメット着用の推進を通じた安全意識の向上を図ります。

取組 1 - 4 : 自転車点検整備の促進 (再掲)

整備不良による自転車事故を防止するため、点検整備を促します。

施策① 自転車点検整備の促進 **新規**

都市整備部

ブレーキが作動しない、ライトが点灯しない、タイヤの空気圧が足りない時には、自転車を安全に利用することができません。

そこで、自転車交通安全教室の際に自転車の点検を行うなど、自転車の点検整備を推進します。

第2 自転車シェアリング事業の推進

1 基本的な考え方

区民や来訪者の回遊性の確保、放置自転車対策、移動に伴う環境負荷の低減等を図るため、自転車シェアリング事業を推進しています。分かり易い広報やサイクルポートの充実、広域相互利用の展開等により、自転車シェアリングの普及に取り組めます。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
2-1：自転車シェアリング事業の推進	①自転車シェアリング事業の全区展開 新規	都市整備部
	②サイクルポートの拡充 新規	都市整備部

取組 2-1：自転車シェアリング事業の推進

施策① 自転車シェアリング事業の全区展開 **新規**

都市整備部

【仕組み】

自転車シェアリング事業は、区が事業主体となり、民間事業者による運営形態で展開しています。隣接区をはじめ都心区等と連携し、相互に乗り入れができ広範にわたり移動することが出来ます。自転車を借りる・返却するサイクルポートから、電動アシスト自転車をレンタルすることができます。

【事業の展開】

区民及び来訪者を対象に、放置自転車対策、回遊性の確保、環境負荷の軽減、坂道など走行支援のために導入しました。一人でも多くの方に利用して頂けるよう、区内全域で事業を展開していきます。

【事業運営の取組】

区内全域にサイクルポートを整備していきます。また、安全に利用できるよう自転車のメンテナンスを適正に行うとともに、特定のサイクルポートに自転車が無い、自転車が集まりすぎていることの無いよう、事業を運営する民間事業者と連携して取り組んでいきます。

施策② サイクルポートの拡充 **新規**

都市整備部

【サイクルポート用地の確保】

自転車シェアリング事業に際し、新たなサイクルポートを整備していきます。区内全域での事業展開に際し、公有地、民有地を等において用地を確保していきます。

第3 自転車利用環境の整備

1 基本的な考え方

本区では、これまで交差点における自転車の出会い頭の事故防止対策として、自転車ストップマークなどの整備を進めてきましたが、自転車利用の増加に伴い危険な走行行為が目につくようになり、更なる交通安全対策を行うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国・東京都の各道路管理者や警視庁及び目黒区が自転車利用者の交通事故防止や安全運転マナーの向上をはかるため、自転車交通ルールの周知や啓発活動等々を連携して取り組み、区民が安全に安心して通行できる自転車走行環境を整備していきます。

また、通行障害となっている放置自転車をなくす必要がありますが、そのための駐輪スペースを確保する必要があります。

民間施設での駐輪場整備、区立の駐輪場の運営方法の見直しなど、駐輪場の充実を図っていきます。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
3-1：自転車利用環境の整備	①自転車走行環境の整備 拡充	都市整備部、都第二建設事務所
	②駐輪場の充実 拡充	都市整備部

取組 3-1：自転車利用環境の整備

施策① 自転車走行環境の整備 **拡充**

都市整備部、都第二建設事務所

自転車が安全に利用され、区民が安全に安心して通行できるよう「目黒区自転車走行環境整備計画」に基づき、自転車走行環境の計画的な整備を推進します。

整備した路線から順次、区報等により周知を図ります。

施策② 駐輪場の充実 **拡充**

都市整備部

【民営駐輪場の付置義務】

一定規模の商業・医療・保育等の施設管理者に対し、駐輪スペースが確保されるよう、指導を行います。

【駐輪場の利便性の向上】

駐輪場の利用需要に対し、適正かつ公平に対応できるよう、効率的な運営方法等について検討します。

また、チャイルドシートを取付けた自転車やスポーツタイプ自転車の利用に配慮し、駐輪スペースの見直し等を検討します。

【駐輪場に関する情報提供の充実】

区ホームページ等により、最寄りの駐輪場の位置、利用料金、利用時間、定期利用の申込方法及び更新時期等の利用に関する情報を分かり易く発信します。

また、利用情報の提供に当たっては、多言語化に対応します。

【駐輪場の短時間駐輪への対応】

買物目的などの短時間の放置に対し、買物客の利便性と商業振興の観点から、商店会や既存の大型商業施設等との連携を強化し、駐輪場の確保や利用を促す方策について検討します。

第4 健康増進・観光振興に係る取組

1 基本的な考え方

定期的な運動は、生活習慣病の発症や死亡リスクを下げ、体力の維持向上に役立ち、全ての世代において運動習慣を実践することが望ましいとされています。運動の意義についての普及啓発や、地域で身近に運動ができる環境づくりなどにより、運動習慣作りを推進していく必要があります。

一方、近年では、桜の時期の目黒川や、大橋ジャンクション上の目黒天空庭園、自由が丘駅周辺などの観光スポットに、区内外から多くの人を訪れています。

目黒区世論調査によると、野外活動の中ではウォーキング、ジョギング、登山とともに、サイクリングが挙げられています。

これらの事から、区民の健康増進と観光振興を目指して、自転車の活用を推進していきます。

2 施策の一覧

取組内容	施策名	主な取組主体
4-1：健康増進に向けた自転車の活用	①運動習慣づくりの推進 新規	文化・スポーツ部、健康推進部
4-2：観光振興に向けた自転車の活用	①自転車ルートマップの作成 新規	都市整備部
	②自転車シェアリングと連携した観光振興 新規	文化・スポーツ部
4-3：自転車通勤の促進	①自転車通勤の促進 新規	総務部、都市整備部

取組4-1：健康増進に向けた自転車の活用

健康を保つ運動習慣の一つとして自転車の利用を促すとともに、通勤における自転車利用について支援を行います。

施策① 運動習慣づくりの推進 **新規** 文化・スポーツ部、健康推進部

サイクリングなどの野外活動を含めたスポーツ実施率の向上に努めると共に、徒歩や自転車を利用した移動など、日常生活における身体活動量の増加を推進します。

取組4-2：観光振興に向けた自転車の活用

区民や来訪者が区内の観光スポットを回遊しやすいよう自転車走行環境の整備を進めるとともに、自転車シェアリング事業を展開し観光振興を支援します。

施策① 自転車ルートマップの作成 **新規** 都市整備部

「自転車走行環境整備計画」に基づき整備した自転車走行レーン等を記した目黒区内の自転車ルートマップを区ホームページで作成します。併せて、区内の見所等を紹介し、自転車による回遊を促します。

施策② 自転車シェアリングと連携した観光振興 **新規** 文化・スポーツ部

旅行者の足として快適な移動手段である電動アシスト自転車を活用し、観光の振興を図ります。

取組4-3：自転車通勤の促進

健康増進、環境負荷の低減を目的として、区内事業者の自転車通勤への切り替えを後押しします。自転車通勤を望む従業員に対して、企業側が安心して自転車通勤を認める事の出来るよう、企業の安全教育を支援します。

施策① 自転車通勤の促進 **新規** 総務部、都市整備部

【自転車の安全利用に関する講習会の実施】

自転車通勤をしている職員を対象に、事故防止を目的とした「自転車の安全利用に関する講習会」を実施します。

【自転車通勤企業への支援】

目黒区で実施する職員向けの自転車の交通安全教育を、区内で自転車通勤を認める企業等に公開し、区内企業の自転車通勤者教育を支援します。

資 料
道路標識一覽

第10次目黒区交通安全計画
令和3年5月発行

主要印刷物番号
号

発行
編集

目黒区
都市整備部道路管理課
〒153-8573
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 5722-9442
株式会社才オツカ

印刷